令和４年度
相談支援事業実態調査報告

令和４年度　相談支援事業実態調査

はじめに

障害福祉サービスにおける相談支援事業は、平成18年に施行された障害者自立支援法において相談支援専門員が担い手として位置付けられました。その後、平成24年の法改正では障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用にはサービス等利用計画の作成が必要となり、相談支援事業は、障害者福祉の入口として重要な役割を担ってきました。

相談支援は障害のある方と地域を繋ぐ役割をしてきましたが、新型コロナウイルスの影響により人と会うことが制限され、その役割を果たすことが非常に難しい状況が続きました。

そんな中、749事業所から多岐にわたる調査項目についてご回答頂き、感謝致します。

今回の調査で、事業所の体制は機能強化型加算の取得が少しずつ増加しているものの、いまだ一人体制の事業所が多いことや、一般相談の実績が伸びていないこと、計画相談で新規の作成が難しくなってきていること、各種加算の中で取得率が高い加算と低い加算があること、機能強化型を協働で取得している事業所が少ないことなどが分かってきました。また、今回の調査報告には掲載していませんが、相談支援専門員一人当たりの担当件数については大幅な開きがあり、100件近い件数を担当していることもあるようです。今後調査を行う必要があると思われます。

今後も相談支援事業実態調査を継続し、実情を「声」として上げ、事業運営の力となるように努力して参ります。

皆様におかれましても、今後ともご協力をお願い申し上げます。

Ⅰ．調査の概要

１．調 査 対 象：　当協会が把握する全国の相談支援事業を実施する1,403事業所に調査票を送付し回答を求めた

２．調査基準日：　令和４年４月１日現在

３．回答のあった事業所数：事業所 749事業所（53.4％）

Ⅱ．事業所の概要

表１　運営主体　　**（事業所数）**

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
地方自治体	0	1	3	0	2	1	0	0	0	7	0.9
社会福祉法人	41	77	178	72	44	63	76	50	119	720	96.1
社会福祉協議会	1	2	3	1	1	0	1	0	0	9	1.2
NPO法人	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0.4
医療法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	6	0	2	1	0	0	0	10	1.3
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が96.1%（720事業所）を占めた。それ以外の経営主体の分布も含めて、令和３年度調査結果（以下、前年度とする）とほぼ同様の傾向である。【表１】

表２　開設年月　　**（事業所数）**

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～2005年	4	10	33	9	6	9	13	5	13	102	13.6
2006年	8	16	15	7	9	10	13	6	18	102	13.6
2007年	3	5	6	6	1	0	1	3	4	29	3.9
2008年	1	0	3	1	2	1	3	0	1	12	1.6
2009年	2	2	5	1	2	1	2	1	2	18	2.4
2010年	1	4	3	1	4	0	0	0	1	14	1.9
2011年	1	1	5	4	1	3	2	1	4	22	2.9
2012年	13	21	44	21	11	23	17	16	32	198	26.4
2013年	4	6	36	3	6	12	6	6	23	102	13.6
2014年	2	8	12	12	3	2	4	3	8	54	7.2
2015年	0	2	4	2	1	1	0	3	3	16	2.1
2016年	1	3	5	0	0	1	2	0	3	15	2.0
2017年	0	0	4	0	1	0	5	0	2	12	1.6
2018年	0	0	3	0	1	0	1	3	3	11	1.5
2019年	0	0	3	0	0	0	1	0	1	5	0.7
2020年	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3	0.4
2021年	0	0	1	0	1	0	1	1	0	4	0.5
2022年	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0.3
不明・無回答	3	2	8	5	0	2	5	1	2	28	3.7
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

相談支援事業所が開設されたのは、「2012年」が198事業所（26.4%）と最も多い。これは法改正に伴い、相談支援事業の対象者が拡大し、今後３年間で障害福祉サービスの利用者にはサービス等利用計画の作成が必要となったことが要因だと思われる。「2013年」も102事業所（13.6%）が開設しているが、それ以降の開設数は少なくなっている。「～2005年」、および「2006年」に開設した事業所が合計204事業所（27.2%）と多いのは、障害者自立支援法が施行され、相談支援が市町村の事業になったことや、計画相談が個別給付化されたことが要因と推察される。【表２】

表３　事業の実施形態　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
『指定特定相談支援』を実施している	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	98.7
一般相談支援事業	33	48	89	34	29	39	45	25	54	396	52.9
地域移行支援	25	39	70	26	26	29	36	21	37	309	78.0
地域定着支援	26	39	68	22	26	31	37	21	39	309	78.0
『障害児相談支援』を実施している	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	75.2
『委託相談支援』を実施している	27	51	73	41	24	37	41	32	42	368	49.1
市町村委託相談支援	26	50	73	41	24	37	41	32	42	366	99.5
都道府県委託相談支援	1	2	1	0	2	2	0	0	3	11	3.0
『基幹相談支援センター』を受託している	6	7	24	12	3	12	10	0	12	86	11.5
実事業所数	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

回答のあった事業所数749事業所のうち、739事業所（98.7%）は指定特定相談支援を実施しており、396事業所（52.9%）が一般相談支援事業を行っていた。委託相談支援を行っている事業所は368か所（49.1%）とおおよそ半数を占め、そのほとんどが市町村委託相談支援を実施していた。基幹相談支援センターの受託事業者数も、今年度は11.5%と前年度（12.3%）から微減しており、未だ設置率の低さが窺える。【表３】

表４　事業所窓口の設置場所　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
市区町村役所内	0	1	1	1	1	0	1	0	1	6	0.8
公共施設内	3	5	17	3	3	6	7	4	4	52	6.9
障害福祉サービス事業所内	14	29	60	22	13	19	26	19	35	237	31.6
障害者支援施設内	10	28	68	28	18	24	27	21	47	271	36.2
単独	12	13	27	11	6	11	9	3	17	109	14.6
その他	3	5	9	6	7	2	5	1	11	49	6.5
無回答	1	0	8	3	1	3	2	2	5	25	3.3
実事業所数	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

相談支援事業所窓口の設置場所については、障害福祉サービス事業所内が237事業所（31.6%）、障害者支援施設内が271事業所（36.2%）と、事業所に併設されている窓口が合わせて508事業所（67.8%）あり、おおよそ７割を占める。また、単独で設置している事業所が前年度の95事業所（12.6%）から109事業所（14.6%）と微増している。【表４】

表５　土日等の対応（対応方法については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	35	56	131	55	37	51	57	36	91	549	73.3
平日と同様に職員が対応	4	11	22	2	4	8	11	6	16	84	15.3
携帯電話で対応	25	30	69	34	25	26	45	22	57	333	60.7
バックアップ施設等で対応	7	10	28	11	7	16	9	15	23	126	23.0
留守番電話で対応	6	9	29	12	8	10	1	7	15	97	17.7
その他	2	2	4	4	0	2	2	0	7	23	4.2
対応不可能	8	25	56	19	12	14	20	14	29	197	26.3
無回答	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0.4
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

土日等の対応について対応可能と回答した事業所数は549事業所（73.3%）と、前年度の551事業所（73.4%）とほぼ同様である。内訳は、「平日と同様に職員が対応」が84事業所（15.3%）、「携帯電話で対応」が333事業所（60.7%）、「バックアップ施設等で対応」が126事業所（23.0%）であった。また、対応不可能は197事業所（26.3%）となっている。【表５】

表６　夜間の対応（対応方法については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	34	52	115	52	34	48	52	36	84	507	67.7
平日と同様に職員が対応	0	2	2	1	1	3	3	3	7	22	4.3
携帯電話で対応	26	31	71	32	24	27	46	23	55	335	66.1
バックアップ施設等で対応	7	13	27	12	7	16	10	15	24	131	25.8
留守番電話で対応	5	9	31	13	8	10	1	6	17	100	19.7
その他	3	0	1	0	0	1	3	0	5	13	2.6
対応不可能	9	28	73	22	14	17	25	14	36	238	31.8
無回答	0	1	2	0	1	0	0	0	0	4	0.5
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

夜間に対応可能と回答した事業所は507事業所（67.7%）と前年度の508事業所（67.6%）とほぼ同様であった。内訳は、「平日と同様に職員が対応」が22事業所（4.3%）、「携帯電話で対応」が335事業所（66.1%）、「バックアップ施設等で対応」が131事業所（25.8%）であった。また、対応不可能は238事業所（31.8%）となっている。【表６】

表７　事例検討等の実施状況（重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
事業所内で事例検討会を実施している	30	44	111	42	28	44	47	28	66	440	58.7
協議会での事例検討会に参加している	26	54	94	60	30	50	57	28	89	488	65.2
地域内での事例検討会に参加している	21	36	97	31	23	31	34	28	56	357	47.7
事例検討会には参加していない	1	4	10	2	1	2	2	2	4	28	3.7
事業所実数	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

事例検討等の実施状況については、事業所内で実施が440事業所（58.7％）、協議会での事例検討会への参加が488事業所（65.2％）、地域内での事例検討会への参加が357事業所（47.7％）であった。事例検討会には参加していない事業所は28か所（3.7％）と前年度（3.3％）とほぼ同様の傾向であり、ほとんどの事業所がいずれかの形で事例検討を行っている。【表7】

表８　サービス等利用計画作成の検証・評価（重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
事業所内で検証・評価を行っている	23	48	123	45	26	36	44	28	77	450	60.1
協議会で検証・評価を行っている	4	10	21	9	7	12	12	5	18	98	13.1
地域内で検証・評価を行っている	10	4	18	5	3	4	7	4	7	62	8.3
十分に行うことができていない	18	28	52	28	20	24	26	17	41	254	33.9
事業所実数	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

サービス等利用計画作成の検証・評価について事業所内で実施が450事業所（60.1％）、協議会で実施が98事業所（13.1％）、地域内で実施が62事業所（8.3％）、十分に行えていない事業所が254か所（33.9％）あった。協議会や地域などの第三者機関におけるサービス等利用計画の検証・評価についてはまだまだ不十分と考えられる。【表８】

表９　指定特定相談支援事業所における委託業務との兼務について　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
指定特定相談支援のみ実施している	15	29	106	33	24	27	34	17	76	361	48.8
指定特定相談支援と委託相談支援を実施している	27	51	70	40	24	37	41	30	42	362	49.0
委託との兼務は認めていない	0	3	10	2	2	1	2	2	3	25	3.4
要綱上認められている	8	13	32	17	11	13	19	10	15	138	18.7
要綱には記載はないが認められている	15	32	27	18	9	17	18	13	20	169	22.9
その他	0	0	1	1	0	2	0	2	2	8	1.1
不明・無回答	1	1	8	0	1	1	2	1	1	16	2.2
指定特定相談支援事業所数	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100

指定特定相談支援を実施していると回答のあった739事業所のうち、指定特定相談支援のみ実施している事業所が361か所（48.8%）、指定特定相談支援と委託相談支援を実施している事業所は362か所（49.0%）とおおよそ半数は委託相談支援を行っている。指定特定相談支援と委託相談支援の両方を実施している362事業所のうち、指定特定と委託の兼務が認められていないのはわずか25事業所（3.4%）と少なく、重層的な相談支援体制における業務の役割分担の観点からも、今後検証が必要と考える。【表９】

Ⅲ．指定特定相談支援

表10　サービス等利用計画等の対象　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
知的障害	43	80	180	72	48	63	77	46	116	725	98.1
身体障害	36	78	138	61	43	50	65	35	101	607	82.1
精神障害	37	78	138	56	43	50	66	35	104	607	82.1
発達障害	32	72	130	56	40	48	65	34	92	569	77.0
高次脳機能障害	27	55	98	42	32	35	45	23	67	424	57.4
難病	26	54	94	40	24	36	41	20	60	395	53.5
その他	5	1	11	6	2	7	2	0	3	37	5.0
指定特定相談支援事業所数	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100

サービス等利用計画の対象については、知的障害が725事業所（98.1%）、身体障害・精神障害ともに607事業所（82.1%）、発達障害が569事業所（77.0%）であり、高次脳機能障害、難病も５割を超えている。障害種別にかかわらず計画相談支援が進んでいることが推察される。【表10】

表11－１　サービス等利用計画新規計画作成件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	9	6	39	7	5	11	11	2	12	102	13.8
１件～20件	24	64	115	45	37	46	55	37	90	513	69.4
21件～40件	4	7	12	8	4	2	5	1	6	49	6.6
41件～60件	2	0	2	2	1	0	1	1	2	11	1.5
61件～80件	0	0	3	0	0	0	0	1	0	4	0.5
81件～100件	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0.4
101件以上	0	1	0	2	1	0	0	0	1	5	0.7
不明・無回答	3	3	13	8	1	6	5	6	7	52	7.0
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100
総件数	509	742	1,428	989	497	302	563	361	1,024	6,415	—
平均件数	12.7	9.5	8.4	15.2	10.4	5.1	7.8	8.6	9.1	9.3	—

各事業所の令和３年度におけるサービス等利用計画新規作成件数は１件～20件が513事業所（69.4%）とおよそ７割を占め、０件も102事業所（13.8%）あった。前年度と同様の傾向である。【表11－１】

表11－２　サービス等利用計画新規計画作成件数（令和３年度）（指定特定相談支援のみ実施している事業所）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	5	3	29	6	3	7	8	2	10	73	20.2
１件～20件	8	25	65	18	20	16	24	12	57	245	67.9
21件～40件	1	0	5	2	0	1	0	1	3	13	3.6
41件～60件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61件～80件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81件～100件	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0.6
101件以上	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3	0.8
不明・無回答	1	1	7	5	0	3	2	2	4	25	6.9
計	15	29	106	33	24	27	34	17	76	361	100

表11－３　サービス等利用計画新規計画作成件数（令和３年度）（指定特定相談支援と委託相談支援を実施している事業所）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	4	3	8	1	2	3	2	0	2	25	6.9
１件～20件	15	38	48	27	17	30	30	24	32	261	72.1
21件～40件	3	7	7	6	3	1	5	0	3	35	9.7
41件～60件	2	0	0	2	1	0	1	1	2	9	2.5
61件～80件	0	0	3	0	0	0	0	1	0	4	1.1
81件～100件	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
101件以上	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0.6
不明・無回答	2	2	4	3	1	3	3	4	3	25	6.9
計	27	51	70	40	24	37	41	30	42	362	100

指定特定相談支援のみ実施している事業所と指定特定相談支援と委託相談支援の両方を実施している事業所の新規計画作成件数を比較してみると、「１件～20件」の割合は指定特定相談支援のみ実施している事業所は67.9％、指定特定相談支援と委託相談支援の両方を実施している事業所は72.1％といずれもおおよそ７割を占める。しかし、それよりも件数の多い区分では、指定特定相談支援と委託相談支援を実施している事業所の割合の方が多い。理由としては指定特定相談支援と委託相談支援を実施している事業所の方が複数名の相談支援専門員を配置していることが多いことや、基本相談で受けた相談を他の相談支援事業所へ引き継ぐことが難しい状況等が推測されるが、詳しい理由については今後調査をしていく必要があると思われる。【表11－２】【表11－３】

表11－４　サービス等利用計画新規計画作成のうち初回加算の受給件数（令和３年度）　　**（事業所数）**

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	10	19	48	8	5	11	18	11	16	146	19.8
１件～20件	23	51	93	46	36	40	48	27	84	448	60.6
21件～40件	3	7	10	7	4	1	3	0	5	40	5.4
41件～60件	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	0.7
61件～80件	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0.4
81件～100件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
101件以上	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0.3
不明・無回答	7	4	29	10	2	13	8	9	13	95	12.9
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100
総件数	275	514	1,131	699	481	234	397	181	647	4,559	―
平均件数	7.6	6.7	7.3	11.1	10.2	4.5	5.8	4.6	6.1	7.1	―

サービス等利用計画新規作成のうち初回加算の受給件数は、１件～20件が448事業所（60.6%）と最も多く、前年度も62.4％（461か所）と、取得率は増えていない。また、０件と回答した事業所も前年度より若干減少しているものの、146事業所（19.8%）ある。【表11－４】

表12　機能強化型サービス利用支援費の状況（協働体制の確保については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
機能強化型Ⅰ（利用支援費Ⅰ）の対象	9	3	15	13	9	17	10	7	20	103	13.9
機能強化型Ⅱ（利用支援費Ⅱ）の対象	6	9	15	6	4	4	13	4	12	73	9.9
機能強化型Ⅲ（利用支援費Ⅲ）の対象	4	19	31	10	6	9	9	6	14	108	14.6
機能強化型Ⅳ（利用支援費Ⅳ）の対象	1	4	13	5	3	3	9	2	5	45	6.1
機能強化型Ⅰ～Ⅳいずれも対象ではない	13	33	65	25	14	24	15	16	41	246	33.3
サービス利用支援費（Ⅰ）の対象	8	25	33	21	11	13	13	11	27	162	65.9
サービス利用支援費（Ⅱ）の対象	0	1	3	0	0	2	0	0	2	8	3.3
不明・無回答	10	13	45	14	13	8	21	13	27	164	22.2
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100
（複数事業所で協働体制を）確保している	3	4	4	0	2	3	2	0	4	22	—
確保していない	7	11	35	12	6	8	7	11	10	107	—

機能強化型サービス利用支援費について、機能強化型Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している事業所は合わせて329か所（44.5%）あるが、取得していない事業所も246事業所（33.3%）あり、依然として職員が１名のみの事業所や兼務の事業所の多さが推察される。また、協働体制により機能強化型の要件を満たしている事業所は重複計上の可能性も含めて22か所のみであり、協働体制による加算の取得が進んでいないと思われる。取得が進まない原因については、次年度以降、調べていく必要があろう。【表12】

表13－１　サービス等利用計画作成件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	1	0	3	0	0	0	2	0	0	6	0.8
１件～50件	8	13	53	9	7	13	15	9	33	160	21.7
51件～100件	14	18	44	24	14	10	17	20	32	193	26.1
101件～150件	4	21	25	11	10	11	17	7	27	133	18.0
151件～200件	5	12	24	10	9	10	14	5	13	102	13.8
201件以上	9	16	31	18	9	19	10	5	10	127	17.2
不明・無回答	2	1	4	1	0	2	2	2	4	18	2.4
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100
総件数	6,173	11,072	21,208	10,364	7,093	9,206	9,115	4,981	11,997	91,209	—
平均件数	150.6	138.4	117.8	143.9	144.8	146.1	121.5	108.3	104.3	126.5	—

サービス等利用計画作成件数について、51件～100件が最も多く193事業所（26.1%）、次いで１件～50件が160事業所（21.7%）、101件～150件が133事業所（18.0%）となっている。【表13－１】

表13－２　サービス等利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している者の計画作成件数（令和３年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	2	2	6	4	0	3	5	2	5	29	3.9
１件～50件	17	42	92	39	24	31	33	29	66	373	50.5
51件～100件	10	15	29	13	16	17	15	9	21	145	19.6
101件～150件	4	8	10	7	3	1	7	0	6	46	6.2
151件～200件	1	3	8	0	1	1	0	2	4	20	2.7
201件以上	4	2	5	1	2	1	1	0	1	17	2.3
不明・無回答	5	9	34	9	3	11	16	6	16	109	14.7
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100
総件数	2,915	3,952	8,520	2,843	2,878	2,503	2,897	1,770	4,628	32,906	—
平均件数	76.7	54.9	56.8	44.4	62.6	46.4	47.5	42.1	44.9	52.2	—

サービス等利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している者の計画作成件数は、１～50件が373事業所（50.5%）と最も多い。次いで51件～100件が145事業所（19.6%）となっている。０件も29事業所（3.9%）ある。０件については相談支援事業のみを行っている法人の事業所の場合や自法人の福祉サービスの利用者については、計画作成を行わないこととしている場合等が考えられる。【表13－２】

表13－３　サービス等利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している者の計画作成の占める割合（令和３年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～10割	11	5	21	2	4	5	4	3	6	61	8.3
～９割	3	3	15	5	2	4	6	2	7	47	6.4
～８割	4	5	11	4	1	2	4	2	6	39	5.3
～７割	2	7	18	1	5	5	5	3	13	59	8.0
～６割	1	12	13	3	7	2	8	7	17	70	9.5
～５割	4	6	17	7	4	3	3	6	15	65	8.8
～４割	4	8	16	10	12	9	5	6	12	82	11.1
～３割	3	10	14	12	4	7	5	6	10	71	9.6
～２割	2	6	10	6	4	10	9	3	9	59	8.0
～１割	3	10	15	13	3	7	12	4	8	75	10.1
不明・無回答	6	9	34	10	3	11	16	6	16	111	15.0
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100

サービス等利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している者の計画作成の占める割合は、全体的に幅広く分布している。「～10割」が61事業所（8.3%）、「～１割」が75事業所（10.1%）であった。【表13－３】

表14－１　モニタリング件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	1	0	3	0	0	0	3	0	0	7	0.9
１件～50件	1	1	20	3	0	6	2	3	8	44	6.0
51件～100件	3	1	19	6	4	4	7	6	9	59	8.0
101件～150件	8	11	20	7	4	5	5	9	10	79	10.7
151件～200件	1	7	20	8	4	5	7	5	14	71	9.6
201件以上	27	60	98	48	37	42	50	23	74	459	62.1
不明・無回答	2	1	4	1	0	3	3	2	4	20	2.7
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100
総件数	15,446	29,279	54,051	26,593	18,821	21,908	23,284	10,841	33,078	233,301	—
平均件数	376.7	366.0	300.3	369.3	384.1	353.4	314.6	235.7	287.6	324.5	—

モニタリング件数については201件以上が459事業所（62.1％）と最も多く、続いて101件～150件が79事業所（10.7％）、151件～200件が71事業所（9.6％）、51件～100件が59事業所（8.0％）と続いている。【表14－１】

表14－２　モニタリングのうち、自法人のサービスのみ利用している者のモニタリング件数（令和３年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	2	2	5	4	0	2	5	2	5	27	3.7
１件～50件	5	11	40	18	7	16	13	9	19	138	18.7
51件～100件	5	17	36	14	8	14	11	16	21	142	19.2
101件～150件	5	15	20	13	12	11	12	5	24	117	15.8
151件～200件	5	8	18	2	6	5	8	6	11	69	9.3
201件以上	16	19	30	12	13	4	12	4	20	130	17.6
不明・無回答	5	9	35	10	3	13	16	6	19	116	15.7
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100
総件数	7,347	11,175	22,251	7,571	7,589	5,527	7,887	4,232	13,921	87,500	—
平均件数	193.3	155.2	149.3	120.2	165.0	106.3	129.3	100.8	139.2	140.4	—

モニタリングのうち、自法人のサービスのみ利用している者のモニタリング件数は、51件～100件が142事業所（19.2％）と最も多く、続いて１件～50件が138事業所（18.7％）、201件以上が130事業所（17.6％）となっていた。全体的に幅広く分布している。【表14－２】

表14－３　モニタリング作成件数のうち、自法人のサービスのみ利用している者のモニタリング件数の割合（令和３年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～10割	14	6	24	6	4	7	4	5	5	75	10.1
～９割	1	5	19	1	3	1	6	4	11	51	6.9
～８割	4	4	8	2	1	2	5	3	10	39	5.3
～７割	1	6	12	3	5	3	4	3	9	46	6.2
～６割	2	14	13	7	6	4	7	2	11	66	8.9
～５割	4	8	18	8	8	5	7	7	19	84	11.4
～４割	3	8	15	5	11	3	4	4	10	63	8.5
～３割	6	6	11	12	5	7	7	8	11	73	9.9
～２割	0	4	11	6	3	14	8	3	8	57	7.7
～１割	2	11	18	12	0	6	9	3	6	67	9.1
不明・無回答	6	9	35	11	3	13	16	6	19	118	16.0
計	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100

【表14－２】とおおむね同様であり、全体的に幅広く分布しているのは、前年度と同様の傾向である。【表14－３】

表15　モニタリング設定の協議（重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
必ず協議している	4	7	30	3	4	7	8	1	12	76	10.3
必要に応じて協議している	30	46	130	57	37	50	57	31	83	521	70.5
特に協議していない	7	24	22	7	5	12	10	14	21	122	16.5
指定特定相談支援事業所数	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100

モニタリング回数設定の協議については、前年度とおおむね同様の傾向である。「必要に応じて協議している」が521業所（70.5％）、「必ず協議している」が76事業所（10.3％）となっていた。「特に協議しない」は122事業所（16.5％）と前年度と比較して若干減少していた。【表15】

表16　モニタリングの回数の設定（重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
国が定めている標準回数（旧基準）	15	20	49	12	12	14	14	24	43	203	27.5
国が定めている標準回数（新基準）	36	71	140	65	43	46	63	36	102	602	81.5
個別に回数を設定	18	27	76	39	29	35	40	15	54	333	45.1
その他	1	0	3	2	0	3	2	2	1	14	1.9
指定特定相談支援事業所件数	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100

モニタリングの回数の設定について、国の新基準を設定している事業所が602か所（81.5％）、国の旧基準を設定している事業所が203か所（27.5％）、個別に回数を設定している事業所が333か所（45.1％）であった。旧基準の回数設定としている事業所が、年々減少している。【表16】

表17　モニタリング回数（年間）　（人）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1回	1,144	996	2,318	1,731	1,204	1,549	730	1,074	2,163	12,909	12.1
2回	4,711	7,825	13,171	6,035	5,103	4,286	6,471	3,246	9,363	60,211	56.5
3回	646	1,263	2,313	1,295	693	1,045	965	372	1,475	10,067	9.4
4回以上	1,381	2,916	5,429	3,291	1,877	2,408	2,183	589	3,390	23,464	22.0
計	7,882	13,000	23,231	12,352	8,877	9,288	10,349	5,281	16,391	106,651	100

年間モニタリング回数は2回が56.5%と最も多い。前年度は、1回が13.1%であったが、本年度は12.1%と、新基準の設定でモニタリングを行う事業所の増加に伴い、モニタリング回数が増えている傾向がある。【表17】

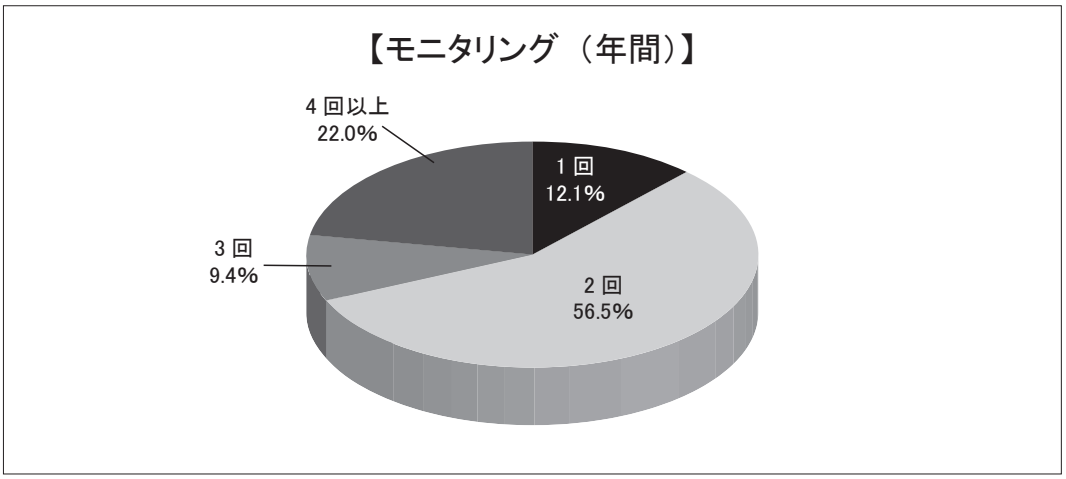

表18　アセスメント時の認定調査の依頼　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
依頼がある	23	23	52	21	19	17	28	10	35	228	30.9
a.全てのケースについて受け入れている	7	5	19	5	11	7	10	1	11	76	33.3
b.ケースの内容によって検討している	13	12	28	16	8	10	12	9	19	127	55.7
c.依頼はあるが断っている	4	2	0	0	0	0	1	0	1	8	3.5
依頼はない	14	51	105	44	25	33	41	28	65	406	54.9
無回答	6	7	27	8	5	15	8	10	19	105	14.2
指定特定相談支援事業所数	43	81	184	73	49	65	77	48	119	739	100

アセスメント時の認定調査の依頼について「依頼はない」が406事業所（54.9%）と半数以上であった。一方で、「依頼がある」と回答した228事業所（30.9%）のうち、依頼を断っているは8事業所（3.5%）と少なく、「依頼があれば全て受け入れる」、「ケースの内容によって検討している」と回答した事業所が合わせておよそ9割を占めた。【表18】

Ⅳ．市町村からの委託相談支援

表19　委託相談支援事業の窓口所在地　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
指定特定相談支援事業所と同じ場所	22	48	60	33	21	33	38	29	40	324	88.5
指定特定相談支援事業所と異なる場所	1	1	11	6	3	3	1	1	1	28	7.7
不明・無回答	3	1	2	2	0	1	2	2	1	14	3.8
計	26	50	73	41	24	37	41	32	42	366	100

市町村から委託相談支援の指定を受けている相談事業所366事業所のうち、324事業所（88.5%）が指定特定相談支援事業所と同じ場所に窓口を設けていた。異なる場所に窓口を設けているのは28事業所（7.7%）と少ないが前年度より４事業所（1.4ポイント）増加している。【表19】

表20　委託業務内容　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延
相談支援	22	46	64	37	22	34	37	29	38	329
協議会（自立支援協議会）事務局	11	19	31	30	13	20	21	15	27	187
虐待相談窓口	5	8	10	5	2	5	6	3	3	47
その他	4	2	4	4	0	3	0	0	3	20
事業所数	26	50	73	41	24	37	41	32	42	366

委託業務内容は相談支援が329事業所、協議会事務局が187事業所、虐待相談窓口が47事業所となっている。相談支援、協議会事務局は前年度と比較して、それぞれ17カ所減少している。【表20】

表21　市町村相談支援事業の委託市区町村数　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１市区町村	20	32	51	21	16	23	30	16	23	232	63.4
２市区町村	1	7	3	5	5	1	5	6	2	35	9.6
３市区町村	2	3	4	4	2	1	2	5	4	27	7.4
４市区町村	0	3	2	1	1	4	1	0	1	13	3.6
５市区町村	1	1	3	3	0	1	1	3	1	14	3.8
６市区町村以上	0	2	4	4	0	4	0	0	6	20	5.5
不明・無回答	2	2	6	3	0	3	2	2	5	25	6.8
計	26	50	73	41	24	37	41	32	42	366	100

市町村相談支援事業の委託市区町村数は、１市区町村が232事業所（63.4%）と最も多く、複数市区町村からの委託は合わせて109事業所（29.8%）となっている。【表21】

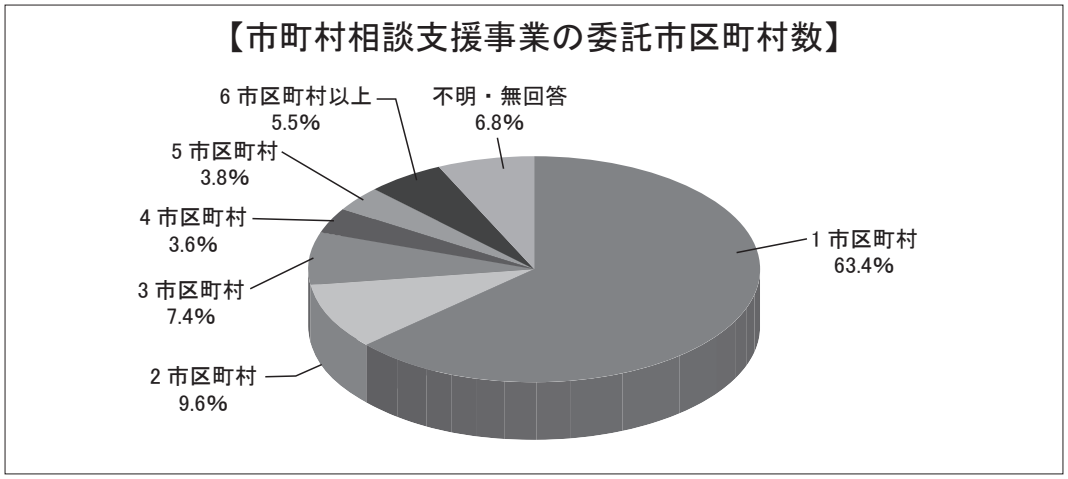

表22　協議会の運営委託市区町村数　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1市区町村	7	13	18	19	9	12	15	4	11	108	57.8
2市区町村	0	1	3	5	2	0	3	5	2	21	11.2
3市区町村	1	2	1	3	0	0	0	3	3	13	7.0
4市区町村	0	1	2	1	1	2	1	0	1	9	4.8
5市区町村	1	0	0	0	0	0	0	2	1	4	2.1
6市区町村以上	0	1	4	2	0	3	0	1	2	13	7.0
不明・無回答	2	1	3	0	1	3	2	0	7	19	10.2
計	11	19	31	30	13	20	21	15	27	187	100

協議会の運営委託については、委託相談支援事業を実施している366事業所のうち、およそ半数の187事業所（51.1%）が運営委託を受けている。運営委託市区町村数は1市区町村が108事業所（57.8%）と最も多いが、複数の市区町村から委託を受けている事業所も60事業所（32.1%）とおよそ3割を占める。しかし、前年度より6事業所（0.3ポイント）減少している。【表22】

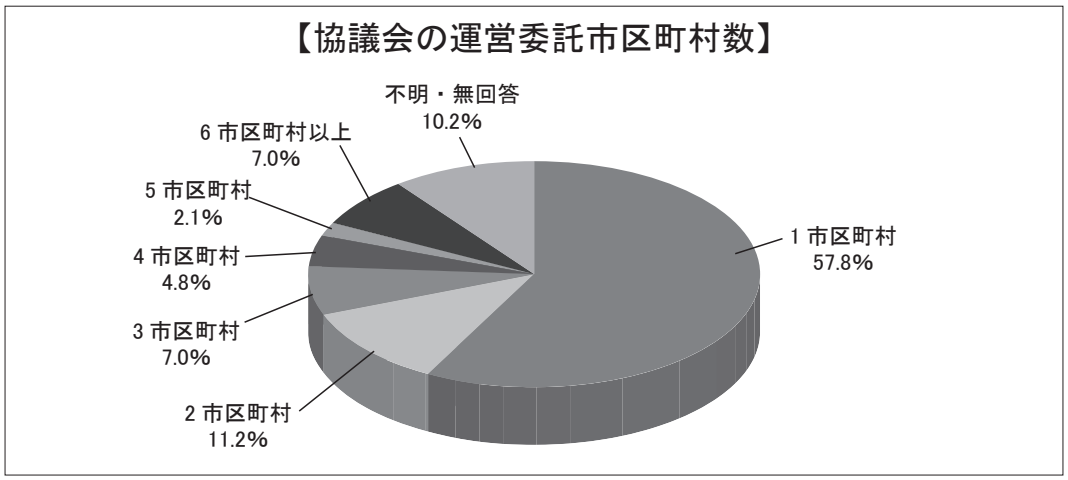

表23　委託市区町村（相談支援事業・協議会）の委託人口規模　　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１万人未満	6	2	0	0	2	1	1	0	0	12	3.3
１万人以上～５万人未満	7	16	12	6	7	7	10	14	15	94	25.7
５万人以上～10万人未満	3	12	11	4	9	14	6	6	11	76	20.8
10万人以上～30万人未満	5	14	27	18	3	5	21	8	8	109	29.8
30万人以上～50万人未満	2	3	12	7	3	3	0	2	2	34	9.3
50万人以上～100万人未満	0	0	3	2	0	2	2	2	1	12	3.3
100万人以上	1	3	6	1	0	3	0	0	2	16	4.4
不明・無回答	2	0	2	3	0	2	1	0	3	13	3.6
事業所数	26	50	73	41	24	37	41	32	42	366	100

委託市区町村の人口規模は10万人以上～30万人未満が109事業所（29.8％）と最も多く、次いで１万人以上～５万人未満が94事業所（25.7％）、５万人以上～10万人未満が76事業所（20.8％）と、委託相談支援事業所の約半数は５万人以上～30万人未満の人口規模が占めた。【表23】

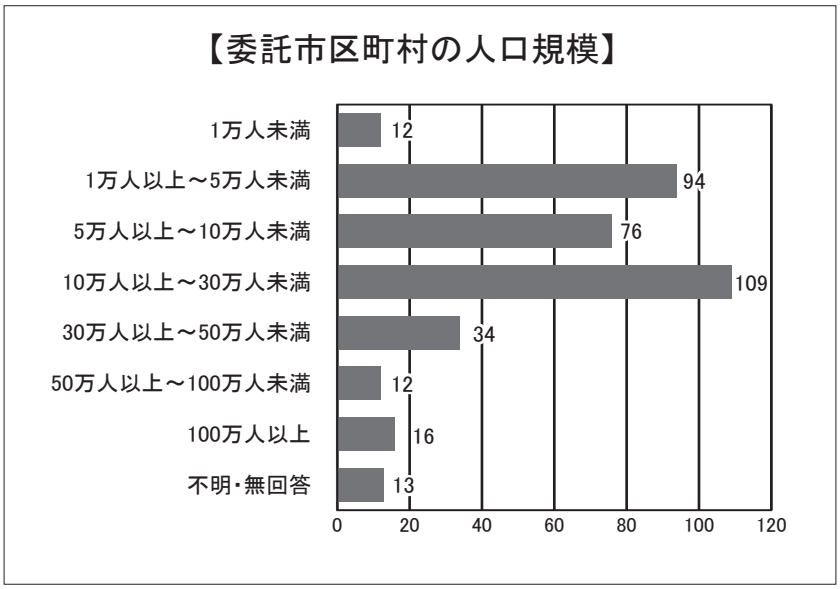

表24　障害種別相談者数（令和３年度）　（人数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
知的障害	3,247	4,244	5,456	3,230	2,911	4,968	3,058	1,701	2,820	31,635	39.3
身体障害	885	1,011	1,732	1,223	571	1,050	742	597	708	8,519	10.6
精神障害	1,422	2,299	3,804	1,360	618	1,795	1,219	763	1,379	14,659	18.2
発達障害	492	448	1,468	310	160	260	1,595	215	342	5,290	6.6
児童	958	1,516	2,749	1,327	403	2,038	1,843	695	2,985	14,514	18.0
難病	23	63	98	48	8	40	31	35	45	391	0.5
その他	242	418	940	106	447	414	281	175	243	3,266	4.1
委託相談実人数	7,760	10,164	17,469	7,666	5,150	10,583	8,866	4,206	8,549	80,413	100
うち令和3年度新規相談者	837	1,007	3,009	756	363	1,242	1,158	1,085	1,769	11,226	—
1事業所あたりの相談者数	323.3	211.8	268.8	207.2	214.6	311.3	239.6	150.2	231.1	240.8	—

委託相談の障害種別相談者数について、「知的障害」が39.3％と最も多く、次いで「精神障害」が18.2％となっている。障害種別を問わない相談支援の実施状況が確認できる。【表24】

Ⅴ．障害児相談支援

表25－１　障害児支援利用計画の新規計画作成件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	11	20	41	15	7	18	9	4	15	140	24.9
１件～20件	13	46	72	27	26	20	31	24	55	314	55.8
21件～40件	2	3	13	7	4	3	8	5	9	54	9.6
41件～60件	1	0	2	2	0	1	3	1	4	14	2.5
61件～80件	0	0	0	1	0	1	2	0	1	5	0.9
81件～100件	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0.4
101件以上	0	0	1	0	0	2	2	0	0	5	0.9
不明・無回答	1	1	7	6	0	4	2	3	5	29	5.2
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100
総件数	207	326	984	545	261	577	1,798	365	1,111	6,174	—
平均件数	7.7	4.7	7.6	10.5	7.1	12.8	32.1	10.7	13.1	11.6	—

障害児支援利用計画の令和３年度における新規計画作成件数については、１件～20件が314事業所（55.8％）と最も多い。次いで０件が140事業所（24.9％）あり、新規計画作成の受け入れが困難な状態が予測される。総件数は6,174件と、前年度の5,884件より増加しており、平均件数も11.6件と1.0件増加している。【表25－１】

表25－２　障害児支援利用計画の新規計画（令和３年度）のうち、初回加算の受給件数　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	12	18	44	14	8	18	12	7	15	148	26.3
１件～20件	12	41	60	28	25	18	26	22	52	284	50.4
21件～40件	2	3	12	4	4	2	8	2	9	46	8.2
41件～60件	0	0	2	2	0	1	3	1	4	13	2.3
61件～80件	0	0	0	0	0	1	2	0	1	4	0.7
81件～100件	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0.4
101件以上	0	0	1	0	0	2	1	0	0	4	0.7
不明・無回答	2	8	17	10	0	7	5	5	8	62	11.0
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100
総件数	141	286	890	400	250	537	860	286	1,075	4,725	—
平均件数	5.4	4.6	7.5	8.3	6.8	12.8	16.2	8.9	13.1	9.4	—

【表25－１】で示した令和３年度障害児支援利用計画の新規計画作成総件数6,174件のうち、初回加算の受給件数は4,725件（76.5％）であった。年々初回加算取得率が増加傾向であったが、今年度の受給件数の割合は前年度より3.1ポイント減少した。【表25－２】

表26　機能強化型サービス利用支援費の状況（協働体制の確保については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
機能強化型Ⅰ（利用支援費Ⅰ）の対象	7	4	15	12	7	16	9	6	18	94	16.7
機能強化型Ⅱ（利用支援費Ⅱ）の対象	5	9	15	4	4	4	10	3	11	65	11.5
機能強化型Ⅲ（利用支援費Ⅲ）の対象	3	14	26	7	3	6	7	4	12	82	14.6
機能強化型Ⅳ（利用支援費Ⅳ）の対象	1	2	9	5	1	2	8	1	3	32	5.7
機能強化型Ⅰ～Ⅳいずれも対象ではない	9	27	41	17	12	12	14	16	22	170	30.2
サービス利用支援費（Ⅰ）の対象	5	14	23	11	9	6	7	9	16	100	58.8
サービス利用支援費（Ⅱ）の対象	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3	1.8
不明・無回答	3	14	30	13	10	9	10	7	24	120	21.3
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100
（複数事業所で協働体制を）確保している	1	1	1	0	0	2	2	0	2	9	—
確保していない	7	12	26	4	6	6	7	4	9	81	—

機能強化型サービス利用支援費の対象分布については、Ⅰ～Ⅳいずれの対象でもない事業所が170カ所（30.2%）と最も多い。理由として、相談支援専門員が１名のみ配置されている事業所の多さ等が背景として推察される。次いで多いのが、機能強化型Ⅰ事業所（94カ所（16.7%））であることからも、相談支援専門員の配置体制の二極化が進んでいる可能性が推察される。

また、複数事業所での協働体制を確保している事業所は重複計上の可能性も含めて全国で９カ所と少なく、協働体制の確保による加算の取得が進んでいない実態が確認できた。今後、背景にある課題などについての調査が必要であろう。【表26】

表27－１　障害児支援利用計画作成件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	6	6	9	1	1	6	3	0	3	35	6.2
１件～20件	11	21	48	23	13	16	19	11	24	186	33.0
21件～40件	3	16	24	7	7	6	9	3	13	88	15.6
41件～60件	2	7	14	7	5	4	3	6	8	56	9.9
61件～80件	2	4	14	5	2	4	4	4	3	42	7.5
81件～100件	2	2	5	1	4	2	2	3	4	25	4.4
101件以上	2	6	20	9	5	9	17	8	31	107	19.0
不明・無回答	0	8	2	5	0	2	1	2	4	24	4.3
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100
総件数	932	2,276	6,515	2,645	1,843	3,570	5,607	2,435	7,542	33,365	—
平均件数	33.3	36.7	48.6	49.9	49.8	76.0	98.4	69.6	87.7	61.9	—

令和３年度の障害児支援利用計画作成件数について、１件～20件が186事業所（33.0％）と最も多く、次いで101件以上が107事業所（19.0％）あった。１件～60件の事業所が合わせて330か所（58.6％）あったが、指定は受けているものの障害児支援利用計画を作成していない事業所が35事業所（6.2％）存在する。しかし、その割合は令和元年度調査時より７事業所（1.4ポイント）減少している。【表27－１】

表27－２　障害児支援利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している児童への計画作成件数（令和３年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	17	38	61	34	20	23	25	15	31	264	46.9
１件～20件	3	14	30	13	9	4	9	11	22	115	20.4
21件～40件	4	5	6	2	2	2	4	3	7	35	6.2
41件～60件	0	0	4	0	1	1	2	2	3	13	2.3
61件～80件	0	0	1	0	0	2	1	1	1	6	1.1
81件～100件	0	0	1	0	0	0	1	0	5	7	1.2
101件以上	0	0	2	0	0	2	2	1	4	11	2.0
不明・無回答	4	13	31	9	5	15	14	4	17	112	19.9
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100
総件数	142	239	973	108	179	582	777	633	1,657	5,290	—
平均件数	5.9	4.2	9.3	2.2	5.6	17.1	17.7	19.2	22.7	11.7	—

障害児支援利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している児童への計画作成の件数は、０件が264事業所（46.9％）と最も多かった。自法人の利用児のみならず、幅広く障害児相談支援が行われていることが確認できる。【表27－２】

表27－３　障害児支援利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している児童への計画作成件数の割合（令和３年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～10割	2	2	4	0	0	2	2	2	3	17	3.0
～９割	1	0	3	0	0	0	0	0	0	4	0.7
～８割	0	0	2	0	0	0	0	1	3	6	1.1
～７割	0	0	2	1	1	1	3	0	1	9	1.6
～６割	0	3	4	0	1	0	0	1	3	12	2.1
～５割	0	0	5	0	0	1	2	0	4	12	2.1
～４割	0	2	4	0	2	0	1	4	5	18	3.2
～３割	1	4	5	2	1	3	4	3	5	28	5.0
～２割	2	5	4	4	1	1	5	4	7	33	5.9
～１割	18	40	72	42	26	26	27	18	42	311	55.2
不明・無回答	4	14	31	9	5	15	14	4	17	113	20.1
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100

障害児支援利用計画における自法人のサービスのみ利用している児童への計画作成件数の割合が１割以下の事業所は311か所（55.2%）と、例年の傾向と大きな変化は見られない。【表13－３】の「～１割」が75事業所（10.1%）であることと大きな差があることも例年と同様である。【表27－３】

表28－１　モニタリング件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	6	5	10	1	1	5	5	3	4	40	7.1
１件～20件	11	17	37	20	8	12	12	9	18	144	25.6
21件～40件	2	13	24	10	9	5	7	5	13	88	15.6
41件～60件	1	8	15	4	2	5	4	3	6	48	8.5
61件～80件	1	6	11	2	3	2	4	3	1	33	5.9
81件～100件	3	3	9	4	5	0	4	3	5	36	6.4
101件～200件	1	9	18	7	7	10	8	8	20	88	15.6
201件以上	3	2	10	5	2	6	11	1	19	59	10.5
不明・無回答	0	7	2	5	0	4	3	2	4	27	4.8
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100
総件数	1,609	3,624	9,314	3,523	2,883	4,366	6,147	2,594	10,668	44,728	—
平均件数	57.5	57.5	69.5	66.5	77.9	97.0	111.8	74.1	124.0	83.4	—

モニタリング件数についても障害児支援利用計画作成と同様に、１件～20件が144事業所（25.6%）と最も多く、次いで21件～40件及び101件～200件が88事業所（15.6%）であった。【表28－１】

表28－２　モニタリング件数のうち、自法人のサービスのみ利用している児童へのモニタリング件数（令和３年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	18	36	62	34	20	22	25	15	32	264	46.9
１件～20件	1	15	24	12	7	5	7	9	21	101	17.9
21件～40件	1	2	8	2	2	1	3	1	3	23	4.1
41件～60件	2	2	3	1	1	1	3	1	3	17	3.0
61件～80件	2	1	1	0	1	0	1	2	1	9	1.6
81件～100件	0	0	2	0	1	0	1	0	4	8	1.4
101件以上	0	1	3	0	0	3	3	2	7	19	3.4
不明・無回答	4	13	33	9	5	17	15	7	19	122	21.7
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100
総件数	277	453	1,607	161	305	855	926	536	2,395	7,515	—
平均件数	11.5	7.9	15.5	3.3	9.5	25.9	21.5	17.9	32.8	16.9	—

自法人のサービスのみ利用している障害児のモニタリング件数について、０件と回答した事業所が264か所（46.9％）と最も多く、障害児支援利用計画作成と同様に、自法人の利用児以外のモニタリングを実施していることが確認できる。【表28－２】

表28－３　モニタリング件数のうち、自法人のサービスのみ利用している児童へのモニタリング件数の割合（令和３年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～10割	2	2	6	0	0	2	1	1	6	20	3.6
～９割	1	1	2	0	0	0	0	0	1	5	0.9
～８割	0	0	2	1	0	0	1	1	1	6	1.1
～７割	0	2	4	0	2	0	4	0	4	16	2.8
～６割	1	2	3	0	0	1	0	0	1	8	1.4
～５割	0	2	2	1	0	1	1	1	3	11	2.0
～４割	0	3	3	2	1	0	2	2	4	17	3.0
～３割	0	3	6	0	1	3	2	5	8	28	5.0
～２割	2	1	2	3	4	2	5	2	4	25	4.4
～１割	18	41	74	42	24	24	27	18	41	309	54.9
不明・無回答	4	13	32	9	5	16	15	7	17	118	21.0
計	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100

自法人のサービスのみ利用している障害児のモニタリング件数の割合が１割以下の事業所は309か所（54.9％）と【表27－３】と同様の傾向である。【表14－３】と比べ、自法人のサービス利用児のみのモニタリングの実施率の低さが見られる。【表28－３】

表29　モニタリング設定の協議（重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
必ず協議している	3	6	21	4	2	7	6	1	8	58	10.3
必要に応じて協議している	16	33	90	40	24	33	37	22	58	353	62.7
特に協議していない	4	20	22	7	4	7	10	13	12	99	17.6
障害児相談支援事業所件数	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100

モニタリング回数設定の協議については、「必ず協議している」が58事業所（10.3%）、「必要に応じて協議している」が353事業所（62.7%）と、411事業所（73.0%）が、モニタリングの設定について協議しており、前年度と大きな変化は見られない。【表29】

表30　モニタリングの回数の設定（重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
国が定めている標準回数（旧基準）	9	13	33	11	4	7	9	18	28	132	23.4
国が定めている標準回数（新基準）	21	54	95	41	30	32	45	18	69	405	71.9
個別に回数を設定	11	21	48	25	16	21	25	8	35	210	37.3
その他	0	1	3	4	0	4	1	2	1	16	2.8
障害児相談支援事業所件数	28	70	136	58	37	49	58	37	90	563	100

モニタリング回数については「国が定めている標準回数（旧基準）」が132事業所（23.4%）、「国が定めている標準回数（新基準）」が405事業所（71.9%）、「個別に回数を設定」が210事業所（37.3%）であり、前年度と同様の傾向である。【表30】

表31　モニタリング回数（年間）　（人）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１回	81	186	563	327	326	273	1,445	621	901	4,723	17.7
２回	551	1,261	2,992	1,625	760	1,854	1,936	684	4,019	15,682	58.7
３回	73	156	521	248	133	417	410	149	429	2,536	9.5
４回以上	73	321	860	312	262	321	498	116	1,011	3,774	14.1
計	778	1,924	4,936	2,512	1,481	2,865	4,289	1,570	6,360	26,715	100

モニタリング回数については年２回が15,682人（58.7%）と最も多い。４回以上も3,774人（14.1%）いるが、【表29】において、モニタリング設定の協議を73.0%の事業所が実施しているのに対して、年間１、２回のモニタリング設定が76.4%を占めており、その背景にある理由や実態について調査が必要と考えられる。【表31】

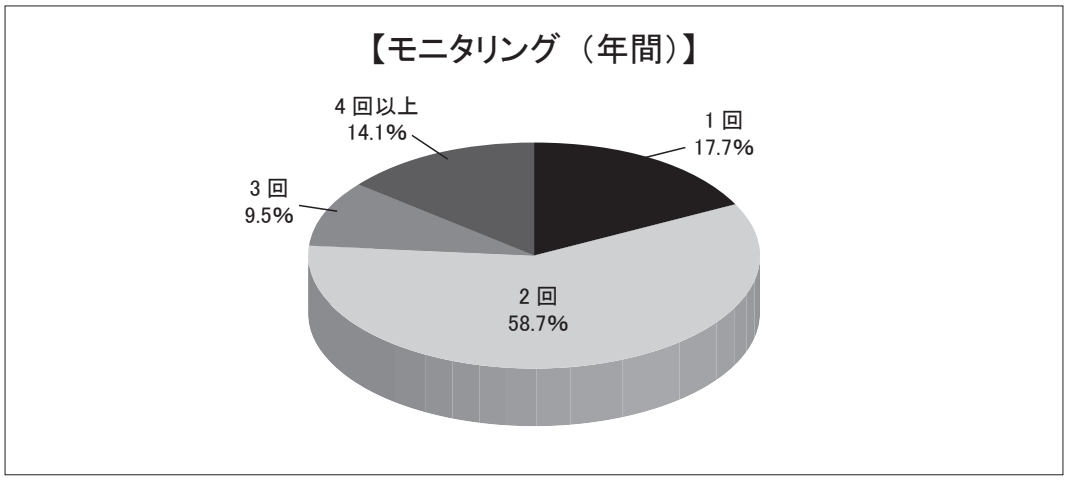

Ⅵ. 一般相談（地域移行支援・地域定着支援）

表32－１　地域移行支援の実施状況　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	25	39	70	26	26	29	36	21	37	309	41.3
実施していない	14	29	84	37	16	29	27	18	54	308	41.1
不明・無回答	4	13	36	11	7	7	14	11	29	132	17.6
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

「実施している」と回答した事業所は309か所（41.3%）あった。また、「実施している」が約４割を占める傾向は直近の過去４年間の調査結果と比較しても同様の傾向である。【表32－１】

表32－２　実施している場合の実績（令和３年度実績）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０人	20	33	52	16	22	25	33	19	31	251	81.2
１人	4	4	10	2	2	3	3	1	5	34	11.0
２人	1	1	2	6	1	1	0	0	0	12	3.9
３人	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0.6
４人以上	0	1	4	1	0	0	0	1	1	8	2.6
不明・無回答	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.6
計	25	39	70	26	26	29	36	21	37	309	100

事業は実施しているが実績０人との回答は251事業所（81.2%）と前年度から1.8ポイント増加した。次点の実績１名と回答した事業所は34か所（11.0%）と前年度から1.3ポイント増加したが、１割程度と地域移行支援の実績は低い値で推移している。【表32－２】

表33－１　地域定着支援の実施状況　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	26	39	68	22	26	31	37	21	39	309	41.3
実施していない	13	28	85	41	16	27	26	18	50	304	40.6
不明・無回答	4	14	37	11	7	7	14	11	31	136	18.2
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

地域定着支援の実施状況について、「実施している」と回答した事業所は309か所（41.3%）あった。【表32－１】と同様の傾向である。【表33－１】

表33－２　実施している場合の実績（令和３年度実績）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０人	19	30	54	17	19	23	27	20	32	241	78.0
１人	1	1	3	3	1	0	4	0	3	16	5.2
２人	1	2	1	1	2	2	2	0	1	12	3.9
３人	0	2	0	1	0	1	1	0	0	5	1.6
４人以上	5	4	9	0	4	5	3	1	3	34	11.0
不明・無回答	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.3
計	26	39	68	22	26	31	37	21	39	309	100

事業は実施しているが実績は０人との回答は241事業所（78.0%）と前年度から7.5ポイント増加した。また、１名以上の実績があると回答した事業所は67か所（21.7%）と前年度より4.2ポイント減少しており、地域定着支援の実施件数が減少傾向に転じている。

地域定着支援事業は「自分らしい地域での暮らしの実現」に寄り添う事業のひとつであり、減少の背景にある理由や実態、また自立生活援助事業等を含めた調査が必要と考えられる。【表33－２】

Ⅶ. 加算の取得状況

表34－１　初回加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	26	61	123	59	43	46	61	31	100	550	73.4
取得していない	16	18	61	12	5	18	14	14	19	177	23.6
対象ケースがなかった	15	12	49	7	4	15	8	7	13	130	73.4
申請の手続きに手間がかかる	1	4	7	1	1	1	2	2	3	22	12.4
その他	0	1	1	1	0	1	1	3	1	9	5.1
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	1	2	6	3	1	1	2	5	1	22	2.9
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表34－２　初回加算件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～20件	20	44	85	36	31	38	37	25	64	380	69.1
21件～40件	3	10	21	10	6	3	11	4	17	85	15.5
41件～60件	2	0	2	6	3	0	5	1	7	26	4.7
61件～80件	0	0	2	1	0	1	2	0	1	7	1.3
81件～100件	0	0	1	1	0	1	1	0	2	6	1.1
101件以上	0	0	3	0	1	2	1	0	0	7	1.3
不明・無回答	1	7	9	5	2	1	4	1	9	39	7.1
計	26	61	123	59	43	46	61	31	100	550	100

初回加算の取得状況について、「取得している」が550事業所（73.4％）、「取得していない」が177事業所（23.6％）であった。取得していない理由としては「対象ケースがなかった」が130事業所（73.4％）と最も多く、次いで「申請の手続きに手間がかかる」が22事業所（12.4％）であった。１事業所あたりの初回加算件数については、１件~20件が380事業所（69.1％）と最も多い。各種加算の中で、初回加算の取得率が最も高い。【表34－１】【表34－２】

表35－１　入院時情報連携加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	10	14	17	13	13	16	18	5	14	120	16.0
取得していない	33	62	166	59	35	47	58	41	105	606	80.9
対象ケースがなかった	25	39	126	34	29	35	37	31	76	432	71.3
申請の手続きに手間がかかる	3	14	15	10	3	6	3	7	8	69	11.4
その他	1	5	2	0	0	0	5	0	4	17	2.8
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	5	7	2	1	2	1	4	1	23	3.1
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表35－２　入院時情報連携加算件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～２件	8	7	11	8	12	13	12	2	10	83	69.2
３件～４件	1	3	2	3	0	3	2	1	1	16	13.3
５件～６件	1	0	1	0	0	0	1	1	0	4	3.3
７件～８件	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1.7
９件～10件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11件以上	0	0	1	2	1	0	0	0	1	5	4.2
不明・無回答	0	2	2	0	0	0	3	1	2	10	8.3
計	10	14	17	13	13	16	18	5	14	120	100

入院時情報連携加算の取得状況について、「取得している」が120事業所（16.0%）と、「取得していない」の606事業所（80.9%）を大きく下回る。取得していない理由として最も多かったのは、「対象ケースがなかった」が432事業所（71.3%）であった。１事業所あたりの入院時情報連携加算件数は、１件～２件が83事業所（69.2%）と最も多い。前年度同様、入院時情報連携加算の取得率の低さが窺える。【表35－１】【表35－２】

表36－１　退院・退所加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	5	6	16	16	9	9	8	5	9	83	11.1
取得していない	38	71	167	55	39	54	68	41	109	642	85.7
対象ケースがなかった	29	43	129	34	28	42	48	30	80	463	72.1
申請の手続きに手間がかかる	4	15	12	8	4	6	3	6	7	65	10.1
その他	0	4	3	0	1	0	4	0	4	16	2.5
申請したが認められなかった	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2
不明・無回答	0	4	7	3	1	2	1	4	2	24	3.2
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表36－２　退院・退所加算件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～２件	4	4	13	15	8	8	5	4	5	66	79.5
３件～４件	0	0	0	1	1	0	1	0	1	4	4.8
５件～６件	1	1	0	0	0	0	1	0	1	4	4.8
７件～８件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
９件～10件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11件以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	1	3	0	0	1	1	1	2	9	10.8
計	5	6	16	16	9	9	8	5	9	83	100

退院・退所加算の取得状況について、「取得している」が83事業所（11.1%）と、「取得していない」の642事業所（85.7%）を大きく下回る。取得していない理由として、「対象ケースがなかった」が463事業所（72.1%）、「申請の手続きに手間がかかる」が65事業所（10.1%）であった。退院・退所加算件数は１件～２件が66事業所（79.5%）であった。前年度と同様の傾向で、取得率は低い。【表36－１】【表36－２】

表37－１　居宅介護支援事業所等連携加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	4	9	19	11	9	6	11	6	15	90	12.0
取得していない	39	68	164	60	39	57	65	40	102	634	84.6
対象ケースがなかった	28	48	122	39	31	43	46	26	71	454	71.6
申請の手続きに手間がかかる	6	11	15	9	2	8	3	6	7	67	10.6
その他	0	4	4	1	0	0	5	2	7	23	3.6
申請したが認められなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2
不明・無回答	0	4	7	3	1	2	1	4	3	25	3.3
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表37－２　居宅介護支援事業所等連携加算件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件	2	3	15	5	4	4	7	3	7	50	55.6
２件	1	2	2	3	2	2	1	1	4	18	20.0
３件	0	1	0	1	2	0	0	1	0	5	5.6
４件	1	1	1	0	0	0	1	0	1	5	5.6
５件	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1.1
６件以上	0	1	1	1	1	0	1	0	1	6	6.7
不明・無回答	0	1	0	0	0	0	1	1	2	5	5.6
計	4	9	19	11	9	6	11	6	15	90	100

居宅介護支援事業所等連携加算の取得状況について、「取得している」は90事業所（12.0%）と、「取得していない」の634事業所（84.6%）を大きく下回る。取得していない理由として、「対象ケースがなかった」が454事業所（71.6%）、「申請の手続きに手間がかかる」が67事業所（10.6%）であった。居宅介護支援事業所等連携加算件数は１件が50事業所（55.6%）、２件が18事業所（20.0%）であった。前年度と同様の傾向で、取得率は低い。【表37－１】【表37－２】

表38－１　医療・保育・教育機関等連携加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	4	10	28	8	9	11	16	9	23	118	15.8
取得していない	38	69	156	65	37	52	58	39	95	609	81.3
対象ケースがなかった	32	48	117	44	26	39	37	27	71	441	72.4
申請の手続きに手間がかかる	2	12	12	5	4	5	6	7	8	61	10.0
その他	0	4	2	2	1	1	3	2	6	21	3.4
申請したが認められなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2
不明・無回答	1	2	6	1	3	2	3	2	2	22	2.9
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表38－２　医療・保育・教育機関等連携加算件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～５件	1	7	21	5	6	8	11	6	10	75	63.6
６件～10件	3	0	3	1	1	1	1	0	2	12	10.2
11件～15件	0	2	0	0	0	0	1	1	2	6	5.1
16件～20件	0	0	2	0	2	0	0	0	0	4	3.4
21件～25件	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.8
26件以上	0	1	1	0	0	0	2	0	6	10	8.5
不明・無回答	0	0	0	2	0	2	1	2	3	10	8.5
計	4	10	28	8	9	11	16	9	23	118	100

医療・保育・教育機関等連携加算の取得状況について、「取得している」が118事業所（15.8%）、「取得していない」は609事業所（81.3%）であった。取得していない理由として、「対象ケースがなかった」が441事業所（72.4%）、「申請の手続きに手間がかかる」が61事業所（10.0%）となっている。医療・保育・教育機関等連携加算件数は１件～５件が75事業所（63.6%）、６件～10件が12事業所（10.2%）であった。26件以上も10事業所（8.5%）あった。医療・保育・教育機関等連携加算は、居宅介護支援事業所等連携加算よりも加算の取得件数が多い。【表38－１】【表38－２】

表39－１　集中支援加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	14	26	69	33	27	30	41	19	56	315	42.1
取得していない	28	53	111	39	19	33	36	29	62	410	54.7
対象ケースがなかった	21	35	73	24	15	23	22	20	48	281	68.5
申請の手続きに手間がかかる	3	9	15	6	1	4	3	4	6	51	12.4
その他	0	2	3	2	0	1	3	2	2	15	3.7
申請したが認められなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2
不明・無回答	1	2	10	2	3	2	0	2	2	24	3.2
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表39－２　集中支援加算件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～20件	12	19	49	24	22	24	25	11	39	225	71.4
21件～40件	2	5	10	4	3	2	7	3	9	45	14.3
41件～60件	0	0	4	1	0	0	4	0	3	12	3.8
61件～80件	0	1	1	0	2	0	0	1	0	5	1.6
81件～100件	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0.6
101件以上	0	0	1	1	0	0	1	0	1	4	1.3
不明・無回答	0	1	4	2	0	4	3	4	4	22	7.0
計	14	26	69	33	27	30	41	19	56	315	100

集中支援加算の取得状況について、「取得している」が315事業所（42.1％）、「取得してない」が410事業所（54.7％）であった。取得していない理由としては、「対象ケースがなかった」が281事業所（68.5％）、「申請の手続きに手間がかかる」が51事業所（12.4％）であった。集中支援加算件数は、１件～20件が225事業所（71.4％）、21件～40件が45事業所（14.3％）、41件～60件が12事業所（3.8％）であった。他の各連携加算（表35、表37、表38）と比べると、取得率が高い。【表39－１】【表39－２】

表40－１　サービス担当者会議実施加算の取得状況（令和3年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	14	27	97	37	31	28	42	17	66	359	47.9
取得していない	27	52	83	33	16	32	32	31	51	357	47.7
対象ケースがなかった	14	29	40	15	8	19	15	11	29	180	50.4
申請の手続きに手間がかかる	8	16	23	8	5	5	6	9	10	90	25.2
その他	0	4	7	2	0	1	5	3	6	28	7.8
申請したが認められなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0.6
不明・無回答	2	2	10	4	2	5	3	2	3	33	4.4
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表40－２　サービス担当者会議実施加算件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～20件	6	20	57	23	21	19	18	11	32	207	57.7
21件～40件	2	2	9	3	2	0	4	0	4	26	7.2
41件～60件	0	2	1	3	2	1	3	1	3	16	4.5
61件～80件	1	0	4	1	2	1	0	0	2	11	3.1
81件～100件	1	0	2	1	0	0	1	0	1	6	1.7
101件以上	3	1	14	2	4	3	10	2	17	56	15.6
不明・無回答	1	2	10	4	0	4	6	3	7	37	10.3
計	14	27	97	37	31	28	42	17	66	359	100

サービス担当者会議実施加算の取得状況について、「取得している」が359事業所（47.9%）、「取得していない」が357事業所（47.7%）と、おおよそ半数の事業所が取得している。取得していない理由として、「対象ケースがなかった」が180事業所（50.4%）、「申請の手続きに手間がかかる」が90事業所（25.2%）であった。加算件数については１件～20件が207事業所（57.7%）と最も多く、次いで101件以上が56事業所（15.6%）であった。【表40－１】【表40－２】

表41－１　サービス提供時モニタリング加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	24	48	122	53	37	41	51	26	78	480	64.1
取得していない	17	30	60	19	10	22	24	21	40	243	32.4
対象ケースがなかった	7	9	32	9	4	11	11	6	15	104	42.8
申請の手続きに手間がかかる	6	11	13	6	4	8	5	9	12	74	30.5
その他	0	5	7	1	0	0	3	2	6	24	9.9
申請したが認められなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.4
不明・無回答	2	3	8	2	2	2	2	3	2	26	3.5
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表41－２　サービス提供時モニタリング加算件数（令和３年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～50件	7	10	29	11	13	16	19	7	26	138	28.8
51件～100件	6	4	23	4	4	5	7	4	8	65	13.5
101件～150件	0	2	7	8	6	6	5	2	13	49	10.2
151件～200件	3	5	8	4	1	2	2	1	5	31	6.5
201件～250件	0	5	8	4	0	1	0	1	3	22	4.6
251件～300件	2	2	4	5	1	3	1	0	4	22	4.6
301件以上	4	14	26	8	11	4	7	6	9	89	18.5
不明・無回答	2	6	17	9	1	4	10	5	10	64	13.3
計	24	48	122	53	37	41	51	26	78	480	100

サービス提供時モニタリング加算の取得状況について、「取得している」が480事業所（64.1％）と、半数以上の事業所が取得している。「取得していない」は243事業所（32.4％）であった。取得していない理由として、「対象ケースがなかった」が104事業所（42.8％）、「申請の手続きに手間がかかる」が74事業所（30.5％）であった。加算件数は、１～50件が138事業所（28.8％）と最も多く、301件以上が89事業所（18.5％）、51件～100件が65事業所（13.5％）と続いた。サービス提供時モニタリング加算も、サービス担当者会議実施加算と同様、加算件数が両極化している。初回加算に次いで、２番目に取得率が高い。【表41－１】【表41－２】

表42　主任相談支援専門員配置加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	6	10	29	8	7	17	20	5	9	111	14.8
取得していない	37	70	151	62	40	46	56	43	110	615	82.1
研修修了者がいない	30	53	105	41	29	32	38	36	78	442	71.9
研修修了者はいるが、対応ができない	1	2	12	2	2	5	2	0	4	30	4.9
申請の手続きに手間がかかる	1	2	5	1	0	0	1	0	1	11	1.8
各都道府県・市で研修が実施されていない	0	4	1	3	0	0	0	4	9	21	3.4
その他	1	6	15	3	3	5	7	2	5	47	7.6
不明・無回答	0	1	10	4	2	2	1	2	1	23	3.1
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

主任相談支援専門員配置加算の取得状況について、「取得している」は111事業所（14.8%）であった。「取得していない」は615事業所（82.1%）であり、主任相談支援専門員の指定特定相談支援事業所での配置が少ないことが分かる。地区別に見ると、近畿地区は26.2%、中国地区は26.0%が取得しており、地域により差があることが分かるが、その理由については今後調査が必要であろう。【表42】

表43　行動障害支援体制加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	22	42	89	42	31	39	43	26	74	408	54.5
取得していない	21	38	93	30	15	24	34	22	45	322	43.0
研修修了者がいない	13	26	56	16	10	15	19	12	24	191	59.3
研修修了者はいるが、対応ができない	3	4	15	2	2	3	2	5	9	45	14.0
申請の手続きに手間がかかる	2	3	5	0	1	1	0	0	0	12	3.7
各都道府県・市で研修が実施されていない	0	0	2	0	0	0	1	1	0	4	1.2
その他	1	3	4	4	0	1	5	1	3	22	6.8
不明・無回答	0	1	8	2	3	2	0	2	1	19	2.5
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

行動障害支援体制加算の取得状況について「取得している」が408事業所（54.5%）と、前年度より4.3ポイント増加し、半数以上の事業所が加算取得をしている。取得していない理由としては、「研修修了者がいない」が191事業所（59.3%）と最も多く、「研修修了者はいるが、対応ができない」も45事業所（14.0%）あった。３つの支援体制加算の中では、行動障害支援体制加算の取得率が最も高い。【表43】

表44　要医療児者支援体制加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	12	30	44	28	14	33	29	16	40	246	32.8
取得していない	31	50	137	45	33	30	47	32	79	484	64.6
研修修了者がいない	24	37	109	31	29	22	33	24	56	365	75.4
研修修了者はいるが、対応ができない	1	4	4	1	1	1	0	1	4	17	3.5
申請の手続きに手間がかかる	2	3	0	0	0	2	0	0	2	9	1.9
各都道府県・市で研修が実施されていない	1	1	3	0	0	0	0	0	0	5	1.0
その他	0	3	5	2	0	1	5	2	5	23	4.8
不明・無回答	0	1	9	1	2	2	1	2	1	19	2.5
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

要医療児者支援体制加算の取得状況について、「取得している」が246事業所（32.8％）と、前年度より2.4ポイント増加し、おおよそ３割の事業所が加算を取得している。取得していない理由としては、「研修修了者がいない」が365事業所（75.4％）、「研修修了者はいるが、対応ができない」も17事業所（3.5％）あった。３つの支援体制加算の中では、要医療児者支援体制加算の取得率が最も低い。【表44】

表45　精神障害者支援体制加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	21	31	73	36	28	32	33	19	47	320	42.7
取得していない	22	49	109	37	19	31	43	28	72	410	54.7
研修修了者がいない	18	32	85	22	14	19	26	18	52	286	69.8
研修修了者はいるが、対応ができない	0	5	3	0	3	3	1	3	2	20	4.9
申請の手続きに手間がかかる	2	4	1	0	0	2	0	0	1	10	2.4
各都道府県・市で研修が実施されていない	0	5	0	1	0	0	6	1	2	15	3.7
その他	1	1	5	4	0	2	3	1	4	21	5.1
不明・無回答	0	1	8	1	2	2	1	3	1	19	2.5
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

精神障害者支援体制加算の取得状況について、「取得している」が320事業所（42.7％）と、前年度より2.5ポイント増加し、おおよそ４割の事業所が加算を取得している。取得していない理由としては、「研修修了者がいない」が286事業所（69.8％）、「研修修了者はいるが、対応ができない」が20事業所（4.9％）であった。「各都道府県・市で研修が実施されていない」も15事業所（3.7％）あった。【表45】

表46　ピアサポート体制加算の取得状況（令和3年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0.4
取得していない	41	80	182	72	46	62	75	48	118	724	96.7
研修修了者がいない	33	64	151	54	40	47	55	39	93	576	79.6
研修修了者はいるが、対応ができない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0.3
申請の手続きに手間がかかる	2	4	1	0	1	0	0	0	2	10	1.4
各都道府県・市で研修が実施されていない	1	1	3	1	0	1	2	1	2	12	1.7
その他	1	2	5	3	0	1	5	2	5	24	3.3
不明・無回答	1	1	8	2	3	2	2	2	1	22	2.9
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

ピアサポート体制加算の取得状況について、「取得している」は、わずか３事業所（0.4％）であり、「取得していない」は724事業所（96.7％）となっていた。取得していない理由としては、「研修修了者がいない」が576事業所（79.6％）であった。【表46】

表47－１　保育・教育等移行支援加算の取得状況（令和３年度）（取得していない理由については重複計上）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
障害児相談支援を行っていない	11	11	41	11	8	13	16	6	25	142	19.0
障害児相談支援を行っている	28	69	131	57	37	47	56	37	89	551	73.6
取得している	2	2	2	2	1	3	6	0	1	19	3.4
取得していない	26	63	119	50	33	40	47	36	80	494	89.7
対象ケースがなかった	23	43	92	41	25	31	35	23	53	366	74.1
申請の手続きに手間がかかる	1	10	7	3	2	3	2	9	11	48	9.7
その他	0	4	3	1	2	0	5	1	8	24	4.9
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	4	10	5	3	4	3	1	8	38	6.9
不明・無回答	4	1	18	6	4	5	5	7	6	56	7.5
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

表47－２　保育・教育等移行支援加算件数（令和3年度）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件	2	1	0	0	0	3	2	0	0	8	42.1
２件	0	0	1	0	1	0	1	0	0	3	15.8
３件	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	10.5
４件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
５件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
６件以上	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	10.5
不明・無回答	0	1	0	2	0	0	0	0	1	4	21.1
計	2	2	2	2	1	3	6	0	1	19	100

保育・教育等移行支援加算の取得状況について、まず「障害児相談支援を行っていない」が142事業所（19.0%）、「障害児相談支援を行っている」が551事業所（73.6%）であった。「障害児相談支援を行っている」のうち、「取得している」は19事業所（3.4%）、「取得していない」は496事業所（89.7%）と取得率は低い。取得していない理由としては、「対象ケースがなかった」が366事業所（74.1%）、「申請の手続きに手間がかかる」が48事業所（9.7%）であった。保育･教育等移行支援加算件数については、「１件」が、８事業所（42.1%）であった。【表47－１】【表47－２】

表48　自立生活援助事業の実施　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	4	2	10	2	1	1	1	2	3	26	3.5
実施していない	36	77	174	70	43	60	73	47	111	691	92.3
今後実施する予定がある	2	0	6	1	2	0	4	0	4	19	2.7
申請中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未申請	2	0	5	1	2	0	4	0	3	17	2.5
無回答	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0.3
今後実施する予定はない	27	59	129	50	31	45	54	37	79	511	74.0
不明・無回答	3	2	6	2	5	4	3	1	6	32	4.3
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

自立生活援助事業の実施について、「実施している」は26事業所（3.5%）、「実施していない」が691事業所（92.3%）と、前年度と同様の傾向であった。実施していないと回答した事業所のうち、「今後実施する予定がある」は19事業所（2.7%）、「今後実施する予定はない」は511事業所（74.0%）と、必要なサービスではあるが今後増える見込みは乏しいことが推察される。【表48】

表49　地域生活支援拠点等事業　（事業所数）

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
地域生活支援拠点等事業所である		5	20	55	23	17	15	20	3	21	179	23.9
地域生活支援拠点等相談強化加算の取得状況	取得している	2	7	13	7	7	3	2	2	4	47	26.3
	取得していない	3	11	38	12	9	10	15	1	15	114	63.7
	無回答	0	2	4	4	1	2	3	0	2	18	10.1
地域体制強化共同支援加算の取得状況	取得している	1	0	6	6	2	1	0	0	1	17	9.5
	取得していない	4	14	39	14	11	11	17	3	19	132	73.7
	無回答	0	6	10	3	4	3	3	0	1	30	16.8
地域生活支援拠点等事業所ではない		33	58	122	47	27	42	52	46	91	518	69.2
不明・無回答		5	3	13	4	5	8	5	1	8	52	6.9
計		43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

地域生活支援拠点等事業について、「地域生活支援拠点事業所である」は179事業所（23.9%）、と前年度より2.7ポイント増加したが、地区によって差が見られた。関連する加算の取得状況についても、「取得している」よりも、「取得していない」の方が上回る。「地域生活支援拠点等事業所ではない」は、518事業所（69.2%）であった。【表49】

Ⅷ. スタッフの状況

表50　相談支援事業所の職員数（相談支援従事者以外の職員も含む）　（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１人	4	11	27	13	8	8	12	12	23	118	15.8
２人	7	18	48	14	8	9	24	11	28	167	22.3
３人	9	21	33	10	12	13	15	12	28	153	20.4
４人	7	15	24	6	8	8	8	8	14	98	13.1
５人	5	7	22	12	8	13	9	4	7	87	11.6
６人	7	1	11	6	3	2	3	2	9	44	5.9
７人	2	2	6	3	0	3	3	0	5	24	3.2
８人	1	2	5	2	1	3	1	0	3	18	2.4
９人	0	2	3	3	0	2	1	0	1	12	1.6
10人以上	1	0	7	1	1	2	1	1	1	15	2.0
不明・無回答	0	2	4	4	0	2	0	0	1	13	1.7
計	43	81	190	74	49	65	77	50	120	749	100

相談支援事業所の職員数について、「１人」は118事業所（15.8％）と、前年度から1.6ポイント減少した。最も多いのは「２人」で167事業所（22.3％）、次いで「３人」153事業所（20.4％）であった。「２人」「３人」「５人」「６人」「９人」事業所の割合は、前年度よりも増えていた。１人事業所が減少し、複数人事業所が増加していることが分かる。【表50】

表51　年齢と地区（相談支援従事者以外の職員も含む）　（人数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
20代	9	14	22	8	8	9	6	3	6	85	3.3
30代	37	62	153	70	57	69	49	25	113	635	24.6
40代	64	94	256	91	56	92	91	59	140	943	36.6
50代	37	68	154	63	29	56	62	39	89	597	23.1
60歳以上	26	19	85	34	21	26	32	18	36	297	11.5
不明	0	2	5	0	0	5	8	0	2	22	0.9
合計	173	259	675	266	171	257	248	144	386	2,579	100

相談支援従事者以外の職員も含んだ年齢の分布について、「40代」が943人（36.6％）と最も多く、次いで「30代」が635人（24.6％）、「50代」が597人（23.1％）であった。実務経験が必要な資格であるため、20代は85人（3.3％）と少ない。【表51】

表52　年齢と地区と専任・兼任（相談支援従事者のみ）　（人数）

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
20代	専任	8	12	12	5	6	7	4	1	4	59	2.5
	兼任	0	2	7	0	2	1	1	0	1	14	0.6
30代	専任	25	49	81	50	45	53	38	22	89	452	18.9
	兼任	12	10	61	10	11	9	10	3	14	140	5.9
40代	専任	39	67	136	68	35	67	62	46	106	626	26.2
	兼任	23	15	100	16	16	17	24	12	27	250	10.4
50代	専任	22	39	83	46	18	43	45	23	56	375	15.7
	兼任	14	23	57	7	10	8	16	10	26	171	7.1
60歳以上	専任	14	9	53	26	13	18	19	8	23	183	7.6
	兼任	9	3	19	5	5	6	8	6	6	67	2.8
計	専任	108	176	365	195	117	188	168	100	278	1,695	70.8
	兼任	58	53	244	38	44	41	59	31	74	642	26.8
不明		0	12	13	6	0	11	9	0	5	56	2.3
合計		166	241	622	239	161	240	236	131	357	2,393	100

表52は相談支援従事者の年齢と地区と専任・兼任の分布を表したものだが、専任が1,695人（70.8％）、兼任が642人（26.8％）と、前年度と同様の割合であった。年齢については「40代」が専任626人（26.2％）、兼任250人（10.4％）と最も多い。「30代」は専任452人（18.9％）、兼任140人（5.9％）、「50代」は専任375人（15.7％）、兼任171人（7.1％）であった。「20代」は専任・兼任ともに最も少ない。【表52】

表53　従事年数と年齢と専任・兼任（相談支援従事者のみ）　（人数）

	専任・兼任	年代	人数		%
3年未満	専任	20代	42	509	21.3
		30代	171		
		40代	166		
		50代	95		
		60歳以上	35		
	兼任	20代	13	187	7.8
		30代	45		
		40代	65		
		50代	54		
		60歳以上	10		
3年～5年未満	専任	20代	10	291	12.2
		30代	95		
		40代	99		
		50代	61		
		60歳以上	26		
	兼任	20代	1	112	4.7
		30代	38		
		40代	39		
		50代	27		
		60歳以上	7		
5年～10年未満	専任	20代	6	570	23.8
		30代	141		
		40代	220		
		50代	135		
		60歳以上	68		
	兼任	20代	0	217	9.1
		30代	48		
		40代	90		
		50代	53		
		60歳以上	26		
10年～20年未満	専任	20代	0	279	11.7
		30代	39		
		40代	124		
		50代	68		
		60歳以上	48		
	兼任	20代	0	97	4.1
		30代	8		
		40代	44		
		50代	28		
		60歳以上	17		
20年以上	専任	20代	0	22	0.9
		30代	0		
		40代	7		
		50代	10		
		60歳以上	5		
	兼任	20代	0	22	0.9
		30代	0		
		40代	9		
		50代	7		
		60歳以上	6		
不明・無回答				87	3.6
計				2,393	100

相談支援従事者における従事年数と年齢と専任･兼任の構成比を表わしたものだが､｢５年～10年未満｣の専任が最も多く570人（23.8%）であるが､前年度と比較すると3.5ポイント減少している。一方で､｢10年～20年未満｣の専任は279人（11.7%）と3.4ポイント増加している。｢３年未満｣の専任も509人（21.3%）と多い。【表53】

表54　年代と専任・兼任と保有資格（相談支援従事者のみ）　（人数）

		相談支援専門員		主任相談支援専門員		保健師		看護師・准看護師		精神保健福祉士		介護福祉士		社会福祉士		介護支援専門員		公認心理師		保育士		その他の専門職		相談支援従事者実数
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数
20代	専任	31	52.5	0	0	0	0	0	0	9	15.3	16	27.1	35	59.3	0	0	0	0	9	15.3	1	1.7	59
	兼任	12	85.7	0	0	0	0	0	0	2	14.3	0	0	10	71.4	0	0	0	0	3	21.4	2	14.3	14
30代	専任	402	88.9	14	3.1	0	0	1	0.2	85	18.8	173	38.3	216	47.8	27	6.0	15	3.3	63	13.9	13	2.9	452
	兼任	136	97.1	2	1.4	1	0.7	1	0.7	14	10.0	52	37.1	56	40.0	5	3.6	3	2.1	22	15.7	5	3.6	140
40代	専任	572	91.4	85	13.6	1	0.2	6	1.0	139	22.2	262	41.9	300	47.9	93	14.9	22	3.5	80	12.8	19	3.0	626
	兼任	235	94.0	22	8.8	0	0	1	0.4	41	16.4	96	38.4	96	38.4	26	10.4	10	4.0	32	12.8	9	3.6	250
50代	専任	345	92.0	35	9.3	1	0.3	9	2.4	59	15.7	141	37.6	122	32.5	69	18.4	10	2.7	67	17.9	20	5.3	375
	兼任	159	93.0	9	5.3	2	1.2	3	1.8	27	15.8	55	32.2	61	35.7	28	16.4	8	4.7	23	13.5	10	5.8	171
60歳以上	専任	160	87.4	15	8.2	2	1.1	7	3.8	25	13.7	58	31.7	55	30.1	39	21.3	4	2.2	36	19.7	10	5.5	183
	兼任	64	95.5	8	11.9	0	0	3	4.5	6	9.0	16	23.9	18	26.9	8	11.9	1	1.5	10	14.9	8	11.9	67
計	専任	1,510	89.1	149	8.8	4	0.2	23	1.4	317	18.7	650	38.3	728	42.9	228	13.5	51	3.0	255	15.0	63	3.7	1,695
	兼任	606	94.4	41	6.4	3	0.5	8	1.2	90	14.0	219	34.1	241	37.5	67	10.4	22	3.4	90	14.0	34	5.3	642
不明		0	0	3	5.4	0	0	0	0	12	21.4	21	37.5	26	46.4	10	17.9	2	3.6	4	7.1	2	3.6	56
合計		2,116	88.4	193	8.1	7	0.3	31	1.3	419	17.5	890	37.2	995	41.6	305	12.7	75	3.1	349	14.6	99	4.1	2,393

表55　従事年数と専任・兼任と保有資格（相談支援従事者のみ）　（人数）

		相談支援専門員		主任相談支援専門員		保健師		看護師・准看護師		精神保健福祉士		介護福祉士		社会福祉士		介護支援専門員		公認心理師		保育士		その他の専門職		相談支援従事者実数
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数
3年未満	専任	415	81.5	1	0.2	0	0	6	1.2	64	12.6	222	43.6	192	37.7	51	10.0	9	1.8	62	12.2	25	4.9	509
	兼任	162	86.6	0	0	0	0	1	0.5	21	11.2	60	32.1	68	36.4	13	7.0	3	1.6	23	12.3	12	6.4	187
3年～5年未満	専任	264	90.7	7	2.4	2	0.7	3	1.0	47	16.2	131	45.0	113	38.8	33	11.3	9	3.1	54	18.6	7	2.4	291
	兼任	109	97.3	2	1.8	1	0.9	1	0.9	14	12.5	53	47.3	39	34.8	12	10.7	3	2.7	16	14.3	4	3.6	112
5年～10年未満	専任	536	94.0	58	10.2	1	0.2	9	1.6	121	21.2	212	37.2	264	46.3	95	16.7	18	3.2	85	14.9	19	3.3	570
	兼任	212	97.7	14	6.5	1	0.5	4	1.8	36	16.6	73	33.6	87	40.1	25	11.5	11	5.1	34	15.7	11	5.1	217
10年～20年未満	専任	260	93.2	75	26.9	1	0.4	4	1.4	80	28.7	74	26.5	143	51.3	44	15.8	10	3.6	46	16.5	10	3.6	279
	兼任	95	97.9	20	20.6	0	0	2	2.1	17	17.5	27	27.8	38	39.2	10	10.3	3	3.1	13	13.4	5	5.2	97
20年以上	専任	21	95.5	5	22.7	0	0	1	4.5	5	22.7	4	18.2	10	45.5	3	13.6	3	13.6	1	4.5	2	9.1	22
	兼任	22	100	5	22.7	1	4.5	0	0	3	13.6	4	18.2	9	40.9	7	31.8	2	9.1	1	4.5	1	4.5	22
計	専任	1,496	89.5	146	8.7	4	0.2	23	1.4	317	19.0	643	38.5	722	43.2	226	13.5	49	2.9	248	14.8	63	3.8	1,671
	兼任	600	94.5	41	6.5	3	0.5	8	1.3	91	14.3	217	34.2	241	38.0	67	10.6	22	3.5	87	13.7	33	5.2	635
不明		20	23.0	6	6.9	0	0	0	0	11	12.6	30	34.5	32	36.8	12	13.8	4	4.6	14	16.1	3	3.4	87
合計		2,116	88.4	193	8.1	7	0.3	31	1.3	419	17.5	890	37.2	995	41.6	305	12.7	75	3.1	349	14.6	99	4.1	2,393

相談支援従事者2,393人の保有資格を集計したところ、995人（41.6%）が社会福祉士の資格を保有し、介護福祉士も890人（37.2%）が保有していた。主任相談支援専門員は前年度の108人（4.6%）から193人（8.1%）と増加している。公認心理師も57人（2.4%）から75人（3.1%）と増加している。比較的新しくできた資格については増加傾向がみられる。【表54】【表55】

令和４年度　相談支援事業実態調査票

【令和４年４月１日現在】

公益財団法人　日本知的障害者福祉協会　相談支援部会

※相談支援事業所１事業所につき１枚でご回答ください。

Ⅰ．事業所の概要

[1]事業所の名称	※印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。	開設年月	西暦　　年　　月
[2]運営主体（法人）	名称		
	区分	□ ①地方自治体　□ ②社会福祉法人　□ ③社会福祉協議会 □ ④NPO 法人　□ ⑤医療法人　□ ⑥その他〔　　〕	
[3]事業の実施形態 ※該当をすべてチェック	□①『指定特定相談支援事業』を実施している □②『一般相談支援事業』を実施している　→　□ａ.地域移行支援　□b.地域定着支援 □③『障害児相談支援』を実施している □④『委託相談支援』を実施している →□A.市町村からの委託相談支援　□B.都道府県からの委託相談支援（事業名（県）：　　） □⑤『基幹相談支援センター』を受託している		
[4]相談支援事業所の窓口所在地 ※指定特定と委託の所在地が異なる場合は指定特定について回答のこと	〒 都道府県　市区町村	TEL： FAX：	
	□ ① 市区町村役所内に設置　□ ② ①以外の公共施設内に設置 □ ③ 障害福祉サービス事業所内に設置（事業の種類　　） □ ④ 障害者支援施設内に設置　□ ⑤　単独で設置 □ ⑥ その他（　　）		
[5]土日等（祝祭日含む）及び夜間の対応	土日等	□ ①対応可能　□ ②対応不可能	
		□ａ.平日と同様に職員が対応　□ｂ.携帯電話で対応 □ｃ.バックアップ施設等で対応（電話転送等）　□ｄ.留守番電話で対応　□ｅ.その他	
	夜間	□ ①対応可能　□ ②対応不可能	
		□ａ.平日と同様に職員が対応　□ｂ.携帯電話で対応 □ｃ.バックアップ施設等で対応（電話転送等）　□ｄ.留守番電話で対応　□ｅ.その他	
[6]事例検討等の状況 ※該当をすべて選択	□ ①事業所内で事例検討会を実施している　□ ②協議会での事例検討会に参加している □ ③地域内での事例検討会に参加している　□ ④事例検討会には参加していない		
[7]サービス等利用計画の検証・評価 ※該当をすべて選択	□ ①事業所内でサービス等利用計画の検証・評価を行っている □ ②協議会で検証・評価を行っている　□ ③地域内で検証・評価を行っている □ ④サービス等利用計画の検証・評価は十分に行うことができていない		
[8]当該事業所における委託相談支援業務との兼務について	□指定特定相談支援のみ実施している（下記の①～④にはチェックしないでください。） □指定特定相談支援と委託相談支援を実施している □ ①委託との兼務は認めていない □ ②委託との兼務は要綱上認められている □ ③委託との兼務は要綱には記載はないが認められている □ ④その他（　　）		

Ⅱ．指定特定相談支援

※１ページ設問[３]の①にチェックした事業所のみ回答のこと

[１]サービス等利用計画等の対象	□ ①知的障害　□ ②身体障害　□ ③精神障害　□ ④発達障害 □ ⑤高次脳機能障害　□ ⑥難病　□ ⑦その他（　　）		
[２]新規計画作成件数（令和３年度）	件	うち、「初回加算」の受給件数	件
[３] 機能強化型サービス利用支援費（サービス利用支援費・継続サービス利用支援費）	□機能強化型Ⅰ（利用支援費Ⅰ）の対象　□機能強化型Ⅱ（利用支援費Ⅱ）の対象 □機能強化型Ⅲ（利用支援費Ⅲ）の対象　□機能強化型Ⅳ（利用支援費Ⅳ）の対象 ⇨ □(複数事業所で協働体制を)確保している　□確保していない □機能強化型Ⅰ～Ⅳいずれも対象ではない ⇨ □サービス利用支援費（Ⅰ）の対象　□サービス利用支援費（Ⅱ）の対象		
[４]サービス等利用計画等の作成件数	１.サービス等利用計画作成件数（令和３年度）	件	
		うち、自法人のサービスのみ利用	件
	２．モニタリング件数（令和３年度）	件	
		うち、自法人のサービスのみ利用	件
[５]モニタリング期間・回数の設定	１．モニタリング回数の設定の協議 ※該当をすべて選択	□ ①必ず協議している　□ ②必要に応じて協議している □ ③特に協議していない	
	２.モニタリングの回数の設定 ※該当をすべて選択	□ ①国が示す標準回数（半年に１回又は１年に１回）（旧基準） □ ②国が示す標準回数（3ヶ月に１回又は半年に１回）（新基準） □ ③個別に回数を決定　□ ④その他（　　）	
	３．個々の年間モニタリング回数（支給決定分）	１回	２回	３回	４回以上	合計
		人	人	人	人	人
[６]アセスメント実施時の認定調査	□ ①依頼がある →　□A.全てのケースを受入れ　□B.内容によって検討　□C.断っている □ ②依頼はない		

Ⅲ　市町村からの委託相談支援

※１ページ設問[３]の④の『A.市町村からの委託相談支援』にチェックした事業所のみ回答のこと。基幹相談支援、その他の委託相談については記載しないで下さい。

[１]委託相談支援事業の窓口所在地	□ ① 指定特定相談支援事業所と同じ場所　□ ② 指定特定相談支援事業所と異なる場所							
[２]委託市区町村数	①市町村相談支援事業の委託市区町村数	市区町村	※委託を受けている市区町村の数を計上					
	②協議会の運営委託市区町村数	市区町村						
[３]委託市区町村の人口規模 ※複数委託の場合は総人口	□ ① １万人未満 □ ② １万人以上５万人未満 □ ③ ５万人以上 10 万人未満 □ ④ 10 万人以上 30 万人未満 □ ⑤ 30 万人以上 50 万人未満 □ ⑥ 50 万人以上 100 万人未満 □ ⑦ 100 万人以上							
[４]委託業務内容	□ ① 相談支援　□ ②協議会（自立支援協議会）事務局　□ ③虐待相談窓口　□ ④ その他（　　）							
[５]相談者の障害種別 ※令和３年度の状況について回答のこと ※主たる障害に実人数で回答のこと	合計人数	知的障害	身体障害	精神障害	発達障害	児童	難病	その他
	人	人	人	人	人	人	人	人
	うち、令和３年度新規相談者（　　人）							

Ⅳ．障害児相談支援

※１ページ設問[３]の③にチェックした事業所のみ回答のこと

[１]新規計画作成件数(令和３年度)	件	うち、「初回加算」の受給件数	件
[２] 機能強化型サービス利用支援費（サービス利用支援費・継続サービス利用支援費）	□機能強化型Ⅰ（利用支援費Ⅰ）の対象　□機能強化型Ⅱ（利用支援費Ⅱ）の対象 □機能強化型Ⅲ（利用支援費Ⅲ）の対象　□機能強化型Ⅳ（利用支援費Ⅳ）の対象 ⇨□(複数事業所で協働体制を)確保している　□確保していない □機能強化型Ⅰ～Ⅳいずれも対象ではない ⇨ □障害児支援利用援助費（Ⅰ）の対象　□障害児支援利用援助費（Ⅱ）の対象		
[３]障害児支援利用計画等の作成件数	１.障害児支援利用計画作成件数(令和３年度)	件	
		うち、自法人のサービスのみ利用	件
	２．モニタリング件数(令和３年度)	件	
		うち、自法人のサービスのみ利用	件
[４]モニタリング期間の設定	１．モニタリングの回数の設定の協議 ※該当をすべて選択	□ ①必ず協議している　□ ②必要に応じて協議している □ ③特に協議していない	
	２.モニタリング回数の設定 ※該当をすべて選択	□ ①国が示す標準回数（半年に１回又は１年に１回）（旧基準） □ ②国が示す標準回数(3ヶ月に１回又は半年に１回)（新基準） □ ③個別に回数を決定　□ ④その他（　　）	
	３．個々の年間モニタリング回数（支給決定分）	１回	２回	３回	４回以上	合計
		人	人	人	人	人

Ⅴ．一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

[1]地域移行支援	□ ①実施している　□ ②実施していない	
	実施している場合、地域移行計画の作成実績（令和３年度実績）	件
[2]地域定着支援	□ ①実施している　□ ②実施していない	
	実施している場合、地域定着計画の作成実績（令和３年度実績）	件

Ⅵ．事業所の経営状況

※委託相談支援事業と指定特定相談支援事業を必ず分けて計上すること。
※事務（経理）担当者に確認の上、計上すること。
※支出について法人で一括して会計を行っている場合は、相談支援事業所単体の会計とした場合を想定し、按分して計上すること。
※事業活動計算書を確認の上、計上すること。

		委託相談支援事業	指定特定相談支援事業（障害児相談含む）	合計
[1]収入 ※昨年度（令和３年度)決算から計上のこと。 ※委託費等収入には相談支援事業のみ計上のこと	①　サービス等利用計画収入		円 うち各種加算による収入　円	円 円
	②　委託費等収入	円		円
	収入計（A）（①+②）	円	円	円
[2]支出 ※昨年度(令和３年度)決算から計上のこと。 ※人件費（兼務職員）については、常勤換算で計算し計上すること。	③　人件費支出（専従職員）	▲　円	■　円	円
	④　人件費支出（兼務職員）	▼　円	□　円	円
	⑤　人件費支出計（③+④）	▲+▼　円	■+□　円	円
	⑥　事業費支出	円	円	円
	⑦　事務費支出	円	円	円
	支出計（B）（⑤+⑥+⑦）	円	円	円
[3]収支差額（A）-（B）		円	円	円
[4]令和２年度の収支差額 ※令和２年度決算の収支差額を記載してください。		円	円	円
[5]その他 ※相談支援事業の決算に計上していない（または一部計上）支出のうち、本来は相談支援事業において支出することが望ましい支出の概算額	①　人件費	円	円	円
	②　事業費	円	円	円
	③　事務費	円	円	円
	④　その他	円	円	円

Ⅶ．加算の取得状況①（令和３年度実績について回答して下さい）

[1]初回加算	□ 取得した　⇨（　　）件【令和３年度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった　□ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　）　□ ④申請したが認められなかった
[2]入院時情報連携加算	□ 取得した　⇨（　　）件【令和３年度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった　□ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　）　□ ④申請したが認められなかった
[3]退院・退所加算	□ 取得した　⇨（　　）件【令和３度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった　□ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　）　□ ④申請したが認められなかった
[4]居宅介護支援事業所等連携加算	□ 取得した　⇨（　　）件【令和３年度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった　□ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　）　□ ④申請したが認められなかった

[5]医療・保育・教育機関等連携加算	□ 取得した ⇨（　　）件【令和３年度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった □ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　） □ ④申請したが認められなかった
[6] 集中支援加算	□ 取得した ⇨（　　）件【令和３年度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった □ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　） □ ④申請したが認められなかった
[7]サービス担当者会議実施加算	□ 取得した ⇨（　　）件【令和３年度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった □ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　） □ ④申請したが認められなかった
[8]サービス提供時モニタリング加算	□ 取得した ⇨（　　）件【令和３年度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった □ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　） □ ④申請したが認められなかった
[9] 主任相談支援専門員配置加算	□取得した □ ①研修修了者がいない □ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない □取得しなかった ⇨ □ ③申請の手続きに手間がかかる □ ④各都道府県・市で研修が実施されていない □ ⑤その他（　　）
[10]行動障害支援体制加算	□ 取得した □ ①研修修了者がいない □ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない □ 取得しなかった ⇨ □ ③申請の手続きに手間がかかる □ ④各都道府県・市で研修が実施されていない □ ⑤その他（　　）
[11]要医療児者支援体制加算	□ 取得した □ ①研修修了者がいない □ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない □ 取得しなかった ⇨ □ ③申請の手続きに手間がかかる □ ④各都道府県・市で研修が実施されていない □ ⑤その他（　　）
[12]精神障害者支援体制加算	□ 取得した □ ①研修修了者がいない □ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない □ 取得しなかった ⇨ □ ③申請の手続きに手間がかかる □ ④各都道府県・市で研修が実施されていない □ ⑤その他（　　）
[13]ピアサポート体制加算	□ 取得した □ ①研修修了者がいない □ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない □ 取得しなかった ⇨ □ ③申請の手続きに手間がかかる □ ④各都道府県・市で研修が実施されていない □ ⑤その他（　　）
[14] 保育・教育等移行支援加算	□ 障害児相談支援を行っていない □ 障害児相談支援を行っている □ 取得した ⇨（　　）件【令和３年度実績】 □ 取得しなかった ⇨ □ ①対象ケースがなかった □ ②申請の手続きに手間がかかる □ ③その他（　　） □ ④申請したが認められなかった
[15]各種加算の取得における報酬以外での効果について自由にお書き下さい。 （例：利用者の方と会う機会が増えた等）	

Ⅷ. その他

[1]相談支援事業所における「自立生活援助事業」の実施	□ ①実施している □ ②実施していない □ A.今後実施する予定がある（□a.申請中 □b.未申請） □ B.今後実施する予定はない
[2]地域生活支援拠点等事業	□ ①地域生活支援拠点等事業所である □ ②地域生活支援拠点等事業所ではない A. 地域生活支援拠点等相談強化加算の取得状況 □a.取得している □b.取得していない B. 地域体制強化共同支援加算の取得状況 □a.取得している □b.取得していない
[3]その他、相談支援事業の実施に際してのご意見等（三層構造の相談支援体制や基幹相談支援センターとの連携、新型コロナウイルス感染症等への対応等へのご意見等も含む）	

ご協力ありがとうございました

令和4年度　相談支援事業実態調査票【別紙】 スタッフ体制記入シート ※令和4年4月1日現在の状況でご回答下さい。 ※令和4年4月1日付で着任された方については、「1、基本情報」の欄のみご回答ください。	別紙

都道府県		事業所名		

※都道府県名、事業所名は本体の調査票に記載しているものを転記してください。

	1、基本情報																		2、利用計画、モニタリング、担当利用者数				
項目	性別	年齢（才）	従事年数		従事内容	従事している相談支援事業の種類	専従・兼務の状況		保有資格 注1）取得している資格について、下部の別表1をご確認のうえ、該当に○を付けて下さい。												サービス等利用計画・モニタリング（令和3年度実績）		障害児支援利用計画・モニタリング（令和3年度実績）		担当利用者数
			年	ヶ月					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪（注）					
	1：男 2：女	基準日時点での年齢を記載	相談支援の従事年数を記載 ※本事業所より前に相談支援に従事していた経験がある場合は、その年数も含めること ※基準日付で着任された方については「0年0ヶ月」の記載とすること		1：相談支援業務 2：それ以外	1：指定相談支援 2：委託相談支援 3：両方（指定＋委託）	1：相談支援事業に専従 2：相談支援事業以外と兼務	前項で「2．兼務」を選んだ人の相談支援事業における常勤換算割合を記載（人）												1か月あたり平均のサービス等利用計画作成件数 ※小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで回答のこと	1か月あたり平均のモニタリング件数 ※小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで回答のこと	1か月あたり平均の障害児支援利用計画作成件数 ※小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで回答のこと	1か月あたり平均のモニタリング件数 ※小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで回答のこと	※基準日時点で担当している人数を計上のこと ※なお、主担当、副担当などの体制で副担当になっている場合は、その人数は計上しないこと
例	1	38	12	5	1	3	2	0.5	○					○					理学療法士		9.5	15.5	2.2	5.3	30
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									

別表1	①相談支援専門員　②主任相談支援専門員　③保健師　④看護師・准看護師　⑤精神保健福祉士　⑥介護福祉士　⑦社会福祉士　⑧介護支援専門員　⑨公認心理師　⑩保育士　⑪その他専門職（注：具体的な保有資格を枠内にお書きください。）